

官 報

号 外

昭和二十八年二月二十三日

○第十五回 衆議院 會議録 第三十号

昭和二十八年二月二十三日(月曜日)

議事日程 第二十九号

午後一時開議

一 義務教育学校職員法案(内閣提出)
提出、義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

第一 酒税法案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

本院法制局長任命につき承認の件
義務教育学校職員法案(内閣提出)
提出、義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

日程第一 酒税法案(内閣提出)
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣提出)

午後三時三十分開議

○議長(大野伴睦君) これより會議を開きます。

○議長(大野伴睦君) お諮りいたします。本院の法制局長に西沢哲四郎君を議長において任命したいと存じます。これを御承認願いたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて承認するに決しました。(拍手)

一 義務教育学校職員法案(内閣提出)
提出、義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(大野伴睦君) 義務教育学校職員法案、義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の趣旨説明に對する質疑に入ります。坂田道太君。

〔坂田道太君登壇〕

○坂田道太君 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま提案になつてお

ります義務教育学校職員法案について若干質疑をいたしたいと存じます。

この義務教育学校職員法案について国民は非常なる関心を持つておるに、かわらず、その内容が今日まで発表されなかつたので、正しい理解も正しい判断も下し得ない実情にあるのであります。また、この法案の反対論に、おおよそ三つの反対の種類があると思ひます。その一つは、内容がほんとうにわかつて反対されておるのと、いま一つは、政府の決定が遅れたため、説明が不十分なため誤解に基いて反対されておるのと、いま一つは、故意に何らかの政治的意圖をもつて反対されておるのと、この三つがあると思ひます。(拍手)従ひまして、政府は、この際きわめて率直に、大胆に、不明確な点を明らかにし、善良なる国民の誤解を一掃する必要があると存するのであります。(拍手)

第二点は、地方教育委員会との関係であります。これによつて昔のうちに中央集権的の統一教育が行われるおそれはないか。

第三点は、身分が国家公務員となつて、政治活動が禁止される結果となるが、文部大臣は教職員の政治活動についてどういふ考えを持つておられるか。

主として以上の三点につきまして、文部大臣の所信をたださんとするものでござります。

申すまでもなく、教育は、個人の人格の完成を目ざし、真理と正義を愛し、平和的な国家及び社会の形成者として、自主的精神に満ちた、心身ともに健康な国民の育成をはかることと存じます。本法案は、その提案理由にありまますように、第一に、憲法の義務教育無償の原則への第一歩であり、国家の義務教育に対する責任を明確にし、さらに義務教育の水準の維持向上をはかるものとして、大なる意義を持つものであると存じます。第二に、教職員の身分の確立をはかり、その給与の全額を国が負担して、その生活を保障し、いかなる不当なる支配にも煩わされることなく、一意専心子供の教育に没頭できるようにしてやるというところであります。それでは日本は日本の教育の再建は不可能であるとの決意に立つて提案されておるようでございます。第三に、教職員の給与費が、地方財政平衡交

付金から切り離されて、独立して国の直接の負担金となります結果、地方財政の明確化を来すものであり、われ／＼が多年要望いたして参りました教育財政の確立に一步を踏み入れたものと確信いたすものであります。教職員給与の全額国庫負担、換言すれば、地方財政平衡交付金の中から教職員の給与を支出して国の直接の負担とし、教育財政の基礎を確立すべきであると、こゝろいふ議論は、野党を問はず、与党を問はず、全教育界多年の要望であり、これに反対される理由はないと存するのであります。(拍手)第十

三回国会の教育費半額国庫負担法の審議の際も、半額ではだめである、全額にすべきであると、強く野党の諸君はわれ／＼を鞭撻されたのであります。今、今回提案されておりますところの義務教育学校職員法案は、むしろ野党諸君の要望と全教育界の熱望にこたえたものとして、私は原則的に政府の勇断に敬意を表するものでござります。(拍手)

質疑の第一点は、これによりまして給与費は全額負担するといふが、経過的に二十八年度はあくまで定員定額によつて国が負担するのでござります。それから、財政措置が伴わない場合は、山村僻地の三十人とか四十人とかの学校の定員は、一休確保できるかどうか。教職員の方々や父兄の方々の心配は、これによつて首切りが行われたり、あ

昭和二十八年二月二十三日 衆議院會議録第三十号 義務教育学校職員法案外一件の趣旨説明に對する坂田君の質疑

るいは現在支給されております職員給与が引下げられるのではないかの一点にあると思います。世間に流布され、宣伝され、反対されているものこの点でございます。もし、首切りはない、給与の切下げはない、むしろ今後国庫負担制度に基いて給与なり恩給がよくなり、従いまして教職員の待遇も著しく向上して来るのであるというところがはつきりいたしますれば、ただいま反対されておられる人々も欣然と賛成をして来られるものと私は確信いたしますのでございます。(拍手)文部大臣は、首切りはない、給与の切下げは絶対にないと言言できるかどうかをお伺いいたしたいのでございます。

憲法では、義務教育費を無償にするということがつたつてございます。この解釈につきましては、いろいろ議論があると思います。私は、一面においては、この憲法の無償の原則から今回の義務教育費全額国庫負担という考え方も出て来たのだと思うのであります。給与はもちろんのこと、教材費、教科書費、学校給食費、建築費等、一切合財を国が負担すべきであるかどうか、一つも地方公共団体に迷惑をかけずに、義務教育に必要なものは一銭一厘といえどもすべて国が負担するのが適当であるかどうかということにつきましては議論の余地があると私は考えます。と申しますのは、憲法のいう無償の原則

とは、国が払おうと、地方公共団体が払おうと、とにかく学校に行く子供たちの経費がかかぬ、それが無償であるという考えでございます。国が持つと、地方公共団体が持つと、それは問うところではない。憲法においては、一面、地方自治を非常に強調しておる。だから、その点から考えまして、全部が全部国で持つことは、それこそ自治制度を破壊し、これに干渉するものであります。むしろ、その一部は地方公共団体が負担することが、その地方の住民あるいは自治体の教育に對する関心なり熱意を高めるものでありまして、国が負担する対象はおのずからそこに限界があるのではないかと。

そこで、その限界はどうかというならば、まず私は、義務教育に携わつておる教職員の給与は全額、教材費、給食費などの一部は地方公共団体が負担することが筋ではないかと考えるわけでございます。この点につきまして、文部大臣は、国庫負担の限界をどのよう考へておられるか。やはり理想としては、地方公共団体には全然負担をさせずに、一切合財全額国庫負担すべきものと考へておられるか。それとも、地方自治の精神から申しまして、教育に対する地方の関心をさらに高める上から、一部は地方公共団体にも負担させることが理想であると考へておられるか。また、この法案が成立すれば、かえつて父兄の負担が増大し、憲法の義

務教育の無償の原則にも背馳するし、全額国庫負担という名前を偽るものであるとの議論もあるが、政府はいかなる見解を持つておられるか。今回の義務教育学校職員法案が通過すれば、国の義務教育に対する責任は倍加され、むしろ必要なる建築費は増大し、子供の学費の場は質的に量的にも向上拡大し、父兄の負担は将来漸次減額され、こすすれ、加重されることは絶対にないと思へておるが、文部大臣の所見はどうか。

質疑の第二点は地方教育委員会との関係であります。去年全国に地方教育委員会を設置いたしました。いわゆる教育の地方分権化と、教育の民主化をはかりました。しかるに、今回の法案では、教職員の身分が国家公務員となり、最終の任免権者が文部大臣となつておるのでございます。これは、た昔のような官僚的、中央集権的統一教育に陥る危険はないかという点でございます。これによりまして教職員は国家公務員になり、従つて形式的には明らかに文部大臣が任免権を持つが、個々の職員の一々を知つてゐるわけでもなく、またこれらの任免を文部大臣みずからが行うことは實際上不可能であるから、この権限の行使は地方教育委員会に委任するといふ建前に立つておる。もし地方教育委員会がない場合において、文部大臣が任免権を持つといふことであるならば、いわゆる中央

集権化の危険があると私は思ふのであります。しかしながら、直接選挙によつて選ばれた地方教育委員会が全国に一万もできておる今日の段階において、また、それらの指導と育成とを心がけ、教育の民主化、教育の分権化が徹底されたいたしますれば、昔のような中央集権化はあり得ないと考へるのであります。

イギリスの場合でも、教育委員会がございまして、地方分権化が非常に徹底をしております。ところが、地方分権化はいいのであるが、ある委員会が非常な活動をし、その住民は教育に對し熱意を持つたために、教育の水準は高まつて、成績も上つた。ところが、その反面、ある地区においては、教育予算を減額することはかり考へて、一向に教育の成果が上らなかつた。教育上の非常なアンバランスを招来した。いわゆる機会均等を失した状態が出て来た。そこで、第二次大戦中からこの是正を考へまして、一九四四年に、いわゆるバトラ・エデュケーション・アクト——教育法をつくつたのでございますが、それも、ある程度中央集権的管理権を文部大臣が持つという立場に立つて、その足らざるところ、あるいは水準の維持ができないところに対して、その水準を維持向上させる役目を持たすために、文部大臣の権限を強めたのであります。こういう例から考へまして、地方教育委員会が健全に発達して

行く限り、中央集権化を心配する必要はないのではないかと考へるのであります。

教職員を国家公務員にすることは教育の中央集権化ではないかという場合、中央集権という言葉は、自治を否定して全体主義的、圧制的権力の集中という意味に使われているのであるが、自治が強化されればされるほど、これを統一し、総合するところの作用がなくては、国家は分裂する。であるから、自治を強化すればするほど、統一総合するところの力を保持するの必要が生ずるのでありまして、遠心力に對する求心力の働きがなければ、物体も安定をしない。従つて、昨年立法化されました地方教育委員会が強化され、自治の目的を貫かんといたしますれば、他面、これを統一総合する作用が必要となると思ふのであります。義務教育は国の義務である。だから、その運営については、国と地方公共団体が相助け合つてその振興に當るべきで、従つて、一方国家的な要請を満たしながら、一方住民の民意を反映させることが肝要であるので、こゝ、いふ点から申しまして、住民の民意の反映する教育委員会に教職員の任命権の行使をゆだねんとしてゐるのであると思ふのであります。でありますから、民主主義の二つの原理でありますところの権力の分散と統一がここに表現されることとなるのであるから、従つて、これ

をもつていわゆる教育中央集権化と言ふのは当然なと思ふが、これに對して、文部大臣は、この法案によつていわゆる教育の中央集権化になる危険があるとお考えになるか。また、この法案と密接不可分の關係にあるところの地方教育委員会をあくまでも育成して行くおつもりであるかをたゞしておきたいのでございます。

最後に、質疑の第三点は、身分が國家公務員となつて、政治活動が禁止される結果となるが、教育基本法の教育の中立性という精神からして、現在のところ教職員の野放しの政治活動を文部大臣はどういうふうにお考えになるか。これによつて教職員の政治活動が禁止される、だから反對だという声を聞くのであるが、教育基本法の中にあるように、教育というものはやはり中立性でなければならぬというところから言つて、教職員の政治活動禁止は當然なことであると私は思ふ。(拍手)

たとえば、西ドイツ、フランスでも、公立学校教職員は國家公務員である。西ドイツでは、政治活動の制限が存在をしてゐる。すなわち、官吏は全体の奉仕者たる地位とその職務にかんがみ、政治活動を自衛抑制しなければならぬ、従つて、公然、特定の政党または特定の政策、綱領を積極的に支持する行動をしてはならない、とあります。ただ、アメリカ、イギリスで

は、地方公務員というか、あるいはその地方公共団体の使用人という形になつてゐるが、實際の事情は、日本の日教組のようなやり方をやつていないがために、こゝろ、いわゆる禁止といふ、はつきりした制限もないけれども、あくまでも、その根本におきましては、教育というものが中立性であることは當然なものとして、國民がこれを認めておるのではないかと思ふのであります。

わが國におきましても、教職員の政治活動は、全面的には禁止されておらない。しかし、教育の根本原理たるニュートリライティを侵害してまで政治活動をしてよいと言へるのであるか。最近の日教組の動きは、これは形式的には何ら不当な政治活動をやつておるのではない、法の許す範囲内においてやつておるのであると言われても、これが行き過ぎた政治活動であることは、國民が知つてゐるだらうと思ふ。

たとえば、かつての新潟大会におきまして、反動吉田内閣打倒あるいは民主政權の樹立——私たちからこれを考へるならば、明らかに憲法で保障され、また、いわゆる公正なる選挙のものに選ばれました内閣ならば、それが吉田内閣であらうと、社会党内閣であらうと、はたまた改進黨内閣であらうと、民主政權であることは間違いない。それを、ことさらに民主政權の樹立というスローガンを掲げましたの

は、共產黨の目標にしておりまゝとするところの、いわゆる革命的な人民民主政權の樹立のために、あの日教組といふ組織が利用されておるのではないか。(拍手) いな、私は、一九一九年、コミンテルンの指示いたしました、あの人民政府樹立への道としての政治革命への扇動という指令と完全に符節を一にするものとお考へるのであります。

組合を牛耳る者が常に容共左派の政黨員であり、その運動方式が、全國にオルグを派遣し、反對運動の署名運動を強要し、あるいは人事院規則に反して組合員の給料から百円以上の金の天引きを強制し、四、五千万円の金をばらまいて参議院選挙を有利に展開し、ひいては人民民主政權樹立へかり立てているこの実情は、子供の教育を守る上から、断じてわれわれの監視し得ざるどころであります。(拍手) 父兄会を通じ、あるいは何の批判力もない子供を使つて、反對ビラをまいたり、署名運動をしたり、しかも、聞くところによると、その運動資金について、中共のいわゆる國民救済委員会より七十四万円の闘争資金を仰ぐに至つては、數名の容共幹部が、みづからの政治的進出の足場として日教組の組織を雇用し、善良なる大部分の教職員を政治的道具として踏みしめるに至つては、われわれ日本民族として許し得ざるどころであります。(拍手)

あるいは五十万のうち九九分は、このようにはげしい政治運動には心から賛同していない教職員であり、そのおののの人たちの良心に照すならば、こゝろのことにはおそろく反對である、私はそう思う。にもかかわらず、あえて良心の命令にそむき、一部の極端なる、いわゆる容共的な考への人たちから指令を受けて、それをうのみにして、内閣をつぶすために運動をさせられてゐるということは、教育の中立性から考へて、決して教職員のあるべき姿ではないと思ふのであります。

(拍手) 善良なる大多数の教職員の方々は、この不当なる支配から解放いたしまして、はげしい政治運動の渦中から救ひ出して、真に教育を守り、子供を守ることこそ、政府の本法案提出の限目の一つであるとお考へるのであります。が、文部大臣の率直なる御意見をたゞしたのでございます。(拍手)

〔國務大臣岡野清素君登壇〕

○國務大臣(岡野清素君) まず、第一点からお答え申し上げます。世間一般に、首切りが出て来るであらう、給料の引下げがあるだらう、こゝろ、さういふことが飛んでおりますが、絶対にさういふことはございせん。(拍手) 経過措置をごらんになれば、今の現員現給のまま國家公務員として引継ぐことになつておりますから、その間に一人の減員も出て来ないわけでありま

す。(その負担はだれがするの?) と呼ぶ者あり) 國家がいたします。次に無償の原則でございしますが、これは、今までの議論があり、はつきりしております。しかしながら、私の考へを申し上げますれば、國は、教育の基本的な機会均等、水準の維持といふことの大きなところをつかんで、これを全國津々浦々まで施行して行き、同時に、これをやりまゝ教育の運営は、地方分権によりまして、これを地方にまかすという建前でございます。でございしますから、義務教育に関する限りは、國と地方公共団体とが一緒になつて運営すべきものであらうと思ひます。そこで、われわれといひましては、でき得るだけ機会均等に沿うような方策を講じなければなりません。そこに今度國家公務員にいたしました理由が出て来るのでございします。地方に一万何百にわかれまゝと、その給与、待遇、恩給とか、いろいろなこと、みな非常に差別がございします。富裕県と貧弱県とは差がございします。これに一樣に國家公務員としての待遇を与えて行く。すなわち、どんなところに勤めておる教員でも、東京のまん中で國立学校の教員が受けておるのと同じような待遇を受けて、安心して大事な義務教育に従事するといふことを目的としておるのでございします。でございしますから、無償といひましても、それは教材費とか、教科書の無

理大臣から明確に答弁をしてほしい。

その次にお尋ねしたいのは、本法案の取扱ひ方についてであります。当然これは事前において、あるいはこれに伴うて財政、税制の調整をなすべきはずであつたではないか。地方制度調査会において、地方行政の根本的改正の一環として本法案を策定すべきものであるとの意見から、本法案はいまだ協賛を得ていない。さらにまた、この委員会においては、議題として取上げべき時期でないと言つておるじやないか。それにもかかわらず、これを法案として強行したのは、一体何事か。しかも未熟、ずさんなる内容を持つておるのであるから、この際すべからず、いさぎよくこれを撤回して、他の一連の法案を調整、整理した上で出すのがあたりまえではないか。(拍手)

この辺でこの法案を撤回するのがよろうと思ふのだが、その意思があるのかないのか、まずこれを総理にお尋ねしておきたい。

次に、文部大臣に対して若干お尋ねをいたします。本法案を提出するに至つた心境をまず聞いておきたい。第三国会において、私たちが義務教育費国庫負担法を論議いたしました際に、岡野大臣は、当時文部大臣ではなくて、地方財政あるいは地方制度に関する責任者であつた。そのときに何と言つたかという、この国家の大事な義務教育の費用に対しては、一部負担させるような法律には反対である、こういうことを何べんも繰返して言われた。しかし、その際に、これが徹底的に全額国庫負担であるならば、理論が通り、賛成をするのであるが、実際は、それでも賛成をしない、こういう態度を示しておられた。幸い、今日岡野大臣は文部大臣に進級されて、心境の変化を来して、君子豹変したものと私は考えた。しからば、そのごとくにこれが全額国庫負担でありまして、内容が充実したものならば、すこぶるけつこう。ところが、これは、先ほど岡野大臣が仰せになりましたように、単に給付についての金額を述べているだけであつて、全額国庫負担というのは手頭肉である。この点を明確にされたい。(拍手)

さらにまた、後段において私はお尋ねしたいと思ふのでありますが、この給付においても、決して全額負担の結果になつていないのが二十八年度の予算の組み方ではないのか。この内容を明確にするにあらずんば、坂田君に対するお答えに私が満足するわけには行かないと思ふわけでございます。単にその人事権を大臣が握ろうとする根本主義であるならば、また何をか言わんや。そのことであるならば、そうと率直に答えるがよろしい。先ほどのお答えで、大体そうらしい。しかし、この人事権を義務教育学校職員全部について握らなければならない理由が一体どこにあるか。先ほど言われましたように、市町村の末端にまかすというこの方がよい。そういう最終の機能を握らないのがよいのではないか。かりに、これを例外として、何かの方法があるとして教育に介入しようというならば、これは国家公務員を地方に委譲することについて、今まで法の前例があつたか、あるいは異例として困ることを生ずることではなからうか。この点に對する所信を述べてもらいたい。

次に、二十八年度の文教予算が査定されます当初から、本法案を岡野文部大臣は予定していたのかどうか。それがなかつたために、すなわち予算の大わくができた上で急いで本法案を出したから、本法の実施にいろいろ困難を生じて、暫定的な本年度のやりくりをしなければならぬやうなものになつたのではないか。この食い違いを来したのは、そこに非常な文部大臣の落ちがあらつたのではないかとこの点を尋ねておきたい。

次に、教職員を国家公務員とするのは、国庫から給付を全額支出するのであるからというのを申されておられますが、これは眞実性がないのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

このことを、明確に、計数によつて私どもは承知しておきたい。さもないれば審議が進まないことになる。定員定額によつて算出したました総額が地方自治体に配付せられますと、その給付支払いの最終の責任は地方が負われることになるはしませんが、しかも、それが必要な全額の支払であるならばよろしいが、ここに大なる財政的な欠陥を私どもは発見してゐる。この財政の責任を地方に負わしめるという点が、私どもが審議して明確にしなければならぬ大事な点であります。つまり、ある差額を地方に負わしめながら、人事権だけを握るといふところに、この法案が無駄なものであると言わなければならない理由がある。この基礎財政の点から考へてみまして、富裕なる八都府県にはまつたく配付せぬとか、もしくは調整をするこゝになつてゐる。そうすれば、国庫の金を出さなくて人事権を握るといふことになる。しかも、その金は、二十八年度においては今まで通りやるといふのでありますから、それならば、人事権はただちに今握らないのか。それとも、自由党の参議院選挙対策の必要上、人事権を握ることが忙しいので、これをせざるやうなのであるか。この点を明確にしなければ納得が行かないのであります。

ここで、本法関係の財政措置の内容が明確にされなければならないと思ひます。定員定額制による算定は、一千五百十四億円から、八都府県分百八十五億円を差引き、さらにまた地方公務員对国家公務員給与差四十九億円、計

二百三十四億円を差引いて、九百二十億円と私どもは見ておるのであります。その中の九百一億円が給与費でありますから、先ほどお答えがありましたが、もしも給与を下げないといふのであるならば、一人当り三百四十五円の不足がそこに出て来る。これが大体四十九億円と私どもは算定しておる。その金が、その通り減額をしないならば、それは地方費の負担になるのが当然であります。もしそうでないとするならば、どこからこの金が出るのか、明確に御答弁を願ひたい。これが最も大事な点として考へられるのであつて、もしもそうでないとしたならば、これが地方費の負担になることは言うまでもない。さなきだに地方財政の困難なときに、一層これに困難を加えるという結果になりはせぬか、それを明確にされたいのでございます。教材費は十九億円ということでありますが、これは文部省で算定したところでも百億あるいは二百億になつております。少くとも五十億は。その点においても、決してこれが一ぱいになつていない。こういう内容を随つておいて、これで全額の国庫負担に近づいた、水準が上つたと言ふことは、私ども、どうしても納得が行かないのでありますから、計数について、はつきりしていただきたいのであります。

次に、国立学校の教職員及び付随学校の職員は、従来国家公務員となつて

おりますが、この法案が成立しますと、いわゆる義務教育学校の職員が全部国家公務員ということになる。ところが、公立高等学校の職員の身分だけは地方公務員として残るのであります。こういう陥没地帯を私どもは見出すのであるが、この理想を遂げるために、この問題をどう取扱うのか。このことは、質問にも出ておらず、答弁にも出ておらないのでありますから、この点を明確にされたいのであります。

さらに、先ほどの坂田君の質問に対する文部大臣の答えの不満足な一点は、教育委員会の運営に関して、りっぱにできるといってお話であります。私どもの算定によりますと、大体六十億なければ一年の経費がまかなえない。にもかかわらず、この予算の内容は、半分にも足りない二十五億くらいしか出ておらないではないか。もしもこの費用が完全に運営されることがあるとしたならば、その点を明確にするのでなければ、先ほどのお話はほごになるのであります。この点を明確にされたい。いずれにしても、義務教育費全額国庫負担の総理の公約に、本法の内容はまったく合致しない、相背馳するものであります。これは単に人件費が全額国庫負担でないばかりでなく、さらに、先ほどもお話に出ました教材費なり、あるいは給食費なり、あるいは教科書費なり、あるいは建物などにつきましては、まったくこれはこ

の要求に合わない。結局するところ、これは羊頭肉の案であつて、はたして文相としてその責任がとれるかどうか、明確な御答弁をお願いするのでございます。(拍手)

次に、本多国務大臣に対して若干箇単にお尋ねいたします。本法案は、地方財政系統を混乱せしむる憂いがあるとして、以前岡野大臣は反対をしておつたのであります。そのあとを引受けたられた本多大臣においては、この法案がすこぶるけつこうな、地方財政を確立するものという確信があるかどうか、理由があるならば、これを承りたいのであります。

次にお尋ねしたいのは、本法案が実施せられると、地方費の負担が、岡野大臣の言いますように、給与費、委員会の費用、あるいはその他の費用がそのまま行われるとするならば、われらの算定では約八十八億円が不足するのであります。もしも給与を減ずる、人員を減らすというなら、これまた何をか言わんやであります。そうでないということを言明された以上、この金は当然地方自治体の負担とならなければならぬ。こういうところに非常な困難を地方自治体が感ずるのであります。これを危惧しておるのであります。この点に対して、その責任にある本多国務大臣から、どう一体これを調節されるのか、この点を明らかにせられたいのであります。(拍手)

次に、具体的なことでお尋ねしたいのであります。いつでも、この教育に対する大事な一つの課題として、五十年、四十年たつた老朽学校の新築政策が非常に迫られて、毎年々々この地方自治庁あるいは地方財政の担当者、あるいは補助金であるとか、あるいはまた地方の起債であるとかいうことが要望せられておる次第でございます。ところが、この法律によつて、少しもこれが改善強化せられる見込みを私は感じない。これによつて、かえつて困るのではないか。もしもそうでないとするならば、どういう心得で、どれだけこの方面で配意を持つておられるか、この点を本多大臣において明確に答弁せられたいのであります。

最後に、きわめて簡潔に向井大蔵大臣にお尋ねいたします。これは、ありのまま率直にお答えをお願いしたいのであります。本法案は、二十八年度予算を決定するために、文部省関係予算、文部省関係地方財政平衡交付金が考えられた当初、その当時から考えられておつたものであるか、並行して考えたものであるか、あるいはまた突如としてその後にこの法案が出たものではないか、これがために大蔵大臣は非常に困つたのではないか、正直なところを御答弁願ひたいのであります。(拍手)

次に、本法案の完遂を期するために、国家、地方ともに、財政と税制の根本的な改変調整をしなければならぬのではないかと。そういうことをしないから、この法律の理論と財政収入支出において適当に合致しないということにもなる。これを鑑みざるを得ない。基礎財政の建前から特に考えた、八府県等において例外を設けるといふような、こういうふざふざなことをしなければならぬことになる。いづれにいたしましても、こういう、はなはだ不手ぎわな、未熟な、まったくずさんきわまるところのものを背景とした、財政的措置のできていない法案だと大蔵大臣は考えないかどうか。具体的に第三にこれをお尋ねしたいのであります。税制の改正をするならば、地方税を国税に引上げるといふものが若干出るだろうということが論議せられるのが当然であります。たとえば、都道府県の入場税とか奢侈税のようなものをも国税に引上げようといううなことも論議になつて、その反対運動が今あちらこちらに起つていふ現状であります。これは、この政府の態度が明確でないから、そういう疑義の念が起つて、そういうことになるのでございませう。(拍手)

これを要するに、本案は、まったく羊頭肉の法律であり、未熟、ずさんであり、単に私どもがこれに対して疑念を抱くばかりではなく、全国的にはうはいたる不評判の悪法としてのこの法律案を通そうというところに、私どもは、現政府のやり方に非常な間違いがあると考える。(拍手)もしもそうでないとするならば、その明快なる御答弁をくださるなり、さもなければ、すみやかにこれを撤回せられる意思があるかないかをお尋ねして、私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇〕

○国務大臣(緒方竹虎君) 総理大臣が病氣のため出席できませんので、私がかわつてお答えをいたします。

笹森君は、総理大臣の過般の施政演説中に義務教育費全額国庫負担とあるのにかかわらず、この法案は全額負担ではない、これは羊頭肉であるという御批判であります。全額国庫負担と申しますのは、通俗に半額国庫負担に対して申しておる言葉でありまして、義務教育費全額国庫負担と申しておりますものは、この法案にありまうように、教職員の給与並びに教材費の一部を負担することを申しておるのであります。その意味におきまして、決してこれは笹森君の言われますような羊頭肉、欺瞞ではございません。すなわち、本法案は、義務教育学校の教職員を国家公務員とし、その給与を全額国庫で負担いたしまして、その身分を安定し、もつて義務教育における国の責任を明らかにし、その振作をはかりたいというのが趣旨でございます。従いまして、教職員の政治活動を封鎖することを特に意図したものではありません。

ありません。国家公務員とすることに
よりまして、副次的にその政治活動に
関しまして従前と多少異なる規制を受
けることはありまして、決してそれ
を封鎖するということではない
のであります。これは国家公務員とし
ての身分の保障の確保に伴う裏づけの
ことでありまして、当然の結果であろ
うと考えております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣岡野清素君登壇〕

○国務大臣(岡野清素君) 今の副総理
からの御答弁について、もう一つつ
加えまして御説明申し上げたいと思
います。

昨年できました半額国庫負担の問題
ですが、あれは、御承知の通りに、義
務教育費国庫負担法となつておりまし
て、半額とも何とも書いてはございま
せん。しかしながら、それは半額の意
味なんでございます。内容を見ればわ
かります。ところが、それを全額国庫
で負担しなければならぬという考え
を政府が起しまして、世間に打出すた
めには、やはり全額、すなわち半額じ
やない、全額だ、こういうことなんで
あります。でありますから、もとく
義務教育費国庫負担法というその法律
の内容をかえるということをはつきり
打出したわけで、当時閣議の決定とい
たしまして、いわゆる表題といたし
まして、しかしその次には正式な名前
がついて、今回出しました法案と同じ

名前が書いてあつたのであります。こ
の点は、一般の方は誤解なさるから、
私からはつきりと申し上げておきま
す。

それから、自治庁長官のときに全額
に反対しておきながら、全額にしたじ
やないか、こういうようなことをおつ
しやいますが、これは、もう一度、昨
年の五月十六日の文部委員会、速記
録、五月二十六日の文部委員会、地方行
政委員会の速記録をとくとくらんか
されば、これは水降するはずでござい
ます。私は、その当時から、義務教育
費国庫負担というのを主張して来て
おるのでございます。

それからもう一つ、国家公務員にし
て、そうして人事権だけを掌握せんが
ためにこうしたのじやないかという御
批評がございますが、しかし、皆様方
がそうおとりになつても、われ／＼の
意思をいたしましては、先ほども、ま
た教員も申し上げました通り、山村僻
地における教員も、東京とか大阪にお
る教員も、大事な義務教育を引受けて
おる以上は、やはり待遇の水準を同じ
ようにして、そうして教育の機会均等
を与えたいというのが国家公務員にし
たゆえんであります。国家公務員で
ある以上は、人事権は任命権者たるこ
ころの文部大臣にあるのは当然であり
ます。(拍手)しかしながら、それでは
地方分権に対してよくないから、法律
委任として、地方教育委員会にこれ

委任したのでございますから、何ち中
央集権でもなければ、人事権を握らん
がために国家公務員にしたのも何で
もありませんから、それはよく御了承
願いたい。

それから、高等学校の先生がこれに
含まれておられ、これはその通りでこ
ざいます。しかし、われ／＼としまし
ては、まず義務教育というものは国家
が大責任を持つてやるべきものだけ
から、その義務教育に関する限り、国家
公務員にしておいてやつて行きたい。
あと高等学校の先生を国家公務員にす
るかせぬかは、これは根本的性質の差
であります。(拍手)

〔国務大臣本多市郎君登壇〕

○国務大臣(本多市郎君) 今回の制度
の改正によりまして、地方自治行政あ
るいは教育委員会の権限等に制約、影
響のあることは、これは若干の影響は
あるものでございますが、今回の制度改
正の目的が、義務教育に対する国家の
責任を明確化する大きな目的の線に沿
うこととございますので、これはやむ
を得ないと考えております。

それでは、今回の改正が地方行政に
どういふふうに影響するかと申します
と、これは、二十八年度における暫定処
置に伴う影響、もう一つは、二十九
年度からの平常化して行つた場合の影響
という、二つにわけて考慮してみたい
と存じます。御承知の通りに、二十八
年度におきましては、現員現給で、は

たして地方財政がまかなえるのかとい
う問題が起きたのでございますが、これ
は二十八年度の財政計画といたしまし
て、現状をもとにして、二十八年度分
の自然増を加算して地方財政計画を立
てておりますから、現員現給の程度な
らば、特に財源措置におきまして圧迫
を受けるような点はないわけ
でございます。さらに二十九年度にお
きましては、これは相当の財政調整を
行うことが適当であると考えておりま
す。なぜかと申しますと、二十九年度
の分につきましては、実は義務教育職
員の給与の規模を一千五百五十五億円、
こういたしましたので、それから不交付団
体に交付しない金額、制限を受ける団
体に制限を加えて減少する金額、合計
いたしまして二百五十四億四千万、一千百
五十五億四千万から二百五十四億四千万を平
交付金の中に留保いたしまして、差引
残りの九百一億円を義務教育職員に給
与費のわくとして分離いたしましたので
ございますから、地方財政といたしまし
ては、残る八百億円をもつて、地方団
体間の財政調整を行う財源にはかわ
りがないということが言えるのでござ
います。しかし、ただ平衡交付金一本
でありました時分には、義務教育学校
の経費も、これを一つの会計に受入れ
て、彼此流用することができたのでご
ざいます。その点が、今回は、この九
百一億というものは教員の給与費とい
うことに特定されてまいりますので、

彼此流用のつかぬという不便はござい
ます。しかし、その不便を感じるとこ
ろはどういうところであるかと申しま
すと、この基準財政需要額で見積つた
ところの経費を、その基準財政需要額
以下にしか使つておらなかつた、食ひ
込んでいたというところ、ここにひど
く不便を感じるわけでありまして、今
回の義務教育費を全額国庫負担にし
て、この責任を明確にしよという見地か
ら、この点もやむを得ないと思つてお
るのでございます。二十九年度の財政
措置をいたしましては、このままの制
度でいたしますならば、御承知の通
り、不交付団体あるいは交付金の制限
を受ける団体にも全額交付するといふ
建前をとらなければなりませんから、
今日の状況でも二百五十四億円の不足
財源を生ずるのでありまして、これだ
けのものをそのまま交付するといふこ
とは、平衡交付金をふやさなければな
りませんから、国家財政としても非
常に負担の過重であるし、さらにま
た、地方団体間におきましては非常な
財政力の不均衡ということになつて参
りますので、このためには、国、地方
を通じての財政調整が必要であると考
えられます。この財政調整につきまし
ては、国税、地方税を根本的に検討し
てみなければなりませんので、地方制
度調査会の御審議をまつて政府の方針
をきめたいと考えてございます。

さらにもう一点、危険校舎に対する起債の問題があつたのでございいます。これは、今日までの危険校舎の起債等には重点的に考慮を払つて来たのでありますが、いかんせん、国家資金のわくの絶対量が足りないという点から、思うにまかせなかつたのでございいます。今回は、危険校舎に對しまして国家的補助金もあることでございまして、その補助等の対象になりましたもので、その中でも、地方団体におかれまして、その起債を優先的に私の方に申請して来られますならば、ぜひこれに善処したいと考えております。(拍手)

〔國務大臣向井田務君登壇〕

○國務大臣(向井田務君) 予算編成の過程では、各種の場合を仮定しまして審議検討したのでございまして、その場合において、当然この法案による教職員給与費の全額負担も予定されておりました。二十九年度以降におきましては、国、地方を通ずる財源の調整を必要とする認められますので、地方制度調査会の審議等をまわしまして、中央、地方を通ずる税制の改正等により財源の調整を実施したいと考えております。

○副議長(岩本信行君) 松本七郎君。

〔松本七郎君登壇〕

○松本七郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になっております義務教育学校職員法案に關

します基本的な点につき若干質問を申し上げます。今までの御答弁を聞いておりますと、この法律案の欺瞞性がよく明らかになつて来ているように思ふのでございいます。(拍手)今度のこの法律案は、被及するところは相当広範囲に及びます。また、その内容におきましても重大な問題を多数含んでおるのでございいますから、私も、政府がこの案を最終的に決定するまでに至るその取扱いにおきましても注目を払つておつたのでございいます。

吉田内閣は、民意を尊重するため、そういふことを建前にいたしまして、たくさんの方の審議を希望いたしております。もちろん、私も、民意を尊重するために審議を希望するといふ根本的な趣旨にはまったく異存はありません。しかし、問題は、この審議の構成と運営にあるわけであり、最近のこの審議の運営を見ますと、まったく民意尊重というものは看板だけであり、世間を騒がせる機関と化してしまつておるのであります。先般問題になりました米価決定にあたりまして、米価審議会を無視したやり方、これはこの間の事情を端的に物語つておると言えるのでございまいしょう。今回のこの法律案にいたしまして、地方財政、税制、地方行政一般に広く關係して来る重要な問題なのでございいます。従ひまして、政府としては、その案を閣議できるにあつ

つては、当然地方制度調査会があるいは中央教育審議会にこれを諮問すべきものではなかつたかと思ふのであります。本日参議院における官房長官の答弁を聞いておきますと、それは占領政策の行き過ぎの是正のために、時間がなかつたから、やむを得ずかけることができなかった、という答弁をしておるのであります。ところが、この行き過ぎの是正と言つておられるが、はたしてこれが行き過ぎであるかという判断は、だれが一体しておられますか。私は、こういう重要な問題は、この判断を含めて審議に諮問すべきものであると思ふのであります。(拍手)これをするだけの余裕がなかつたならば、むしろ延期すべきであります。そのくらい慎重にこれは取扱ひべき問題であると考えておられるのでありますが、総理大臣の所信を伺いたしたのであります。

また岡野文部大臣は、昨年教育委員会が全国の市町村にまで設置されて、そうしてこれをどのように円滑に運営するかということが国会で問題になりましたときに、この教育委員会は非常に重要な問題であるからして、近くできるところの地方制度調査会に十分研究してらつてからその案をつくりたい、こういう答弁をはつきりされておるのであります。それならば、今度の法案にはつきりしておられますように、この教育委員会の権限と重大な關係のある今回の法律案を、なぜ地方制度調

査会なり、あるいは中央教育審議会にかけろことを岡野文部大臣は強調されなかつたか。この点を明らかにしたいのでございいます。(拍手)

総理大臣は、施政方針演説におきましても、道義の高揚といふことをこの全額国庫負担と結びつけて述べられました。先ほどから官房長官の答弁を聞いておられますが、まず、その欺瞞性がはつきりして来たやうでございいます。私は、道義の高揚の根本は、まず政府が欺瞞性を払拭して、政府みづからが道義を確立することが先決問題であると考えておられます。(拍手)

本法は全額国庫負担でないことは明らかであります。先ほどの答弁によりまして、昨年できた義務教育国庫負担法は半額負担である、それが今回は全額になつた、こういうふうな印象を与える答弁をされておるのでござい

ます。ところが、実際は、昨年できた義務教育費国庫負担法におきましては、実際に支出しておる、現実に払つておる給料の半額を負担するという建前になつておるわけではござい

ません。今回の分はどうか。今回の分は、実際に払つておるものの全額を払うのでなしに、定員定額を政府できめて、その分だけ全部払おうといふのであります。ここにふたがある。これが、ふたをあけてみれば、全額負担でも何でもありません。実は減額負担であるといふことをはつきり暴露しておるのでございいます。(拍

手)その証拠には、政府は長い間全額国庫負担と宣伝しておきながら、今回出て来た法案の名前は、義務教育学校職員法とすりかえられておるのであります。この法案の名前自体がそのことをはつきり物語つておるのであります。問題は、法案の名前がかわつたといふこと自体よりも、これが今まで国民全体にいかうな誤解を与えておつたかといふことが大切だやうと思ふのであります。

政府は、いやくも国の政策を実行する上におきましては、国民に疑惑や不安や誤解のないやうに懇切丁寧な説明をして、その趣旨を徹底する責任があると思ふのでございいます。それが、全額国庫負担、全額国庫負担と宣伝されておられます。そこで、最近も私のところにはいろいろ質問が参りますが、今度国会に義務教育学校職員法といふものが出来たが、全額国庫負担法といふのはいつ出るのか、こういう質問が来るのであります。現に議員の中からでさえこういう質問が来てるのであります。いかに国民が政府のやううとしておる全額負担——ただに給与費ばかりではない、学校の施設費あるいはその他の教育費が国庫負担になつて、そうして今苦しい中から負担をしておられるところのいろいろ教育費が負担せよという期待を国民が持つておつたのは当然でございいます。その期待を

まったく裏切るのであります。それでは、全額はよろしい、自分は全額——

ありますから、私は、この機会に、總理大臣の口から本職場を通じて、今まで宣伝されておつた全額負担というのはいくつ全額ではなかつた、実はこの義務教育学校職員法に盛り込まれた定員定額による負担にすぎないのであるということを明言されて、国民に陳謝されるべきが至当ではないかと思ふのでございます。(拍手)總理大臣の所見をお伺いしたいのであります。

岡野文部大臣にいたしまして、この義務教育費国庫負担法が昨年問題になりましたときに、委員会ではつきり答弁されております。先ほどの御答弁でも、みづからそう言つておられる。自分の速記録を見てもええわかるとおつしやいまして、あの当時、先ほども指摘しましたように、実際に払つておる給与費の半額を負担するというのが、昨年問題になつた義務教育費国庫負担法でございまして、そのときに、岡野文部大臣は、半額ではいけない、全額なら自分は賛成だ、これが自分の信念であると言われたのであります。しかしながら、当時その全額というものは、定員定額による全額だということは一言も言われておりません。

あの義務教育費国庫負担法で問題になつたとき、現実には払つておる給与費の半額を負担する、これは半額ではいけないのではないか、全額にすべきであるという主張に対して、岡野文部大臣

は、全額はよろしい、自分は全額——

当時は文部大臣ではございませんが、地方自治の責任者として、全額ならいい、半額だから反対だ、こう言われておつたのであります。それが、今日は定員定額制による負担を出して来られた。一体、今までの信念がかわつて、定員定額というものを新たに考へて来られたものか、あるいは当時から定員定額といふことを頭に描いて来られたのか、それだとすれば、これは当時からわれ／＼を欺瞞したことになる。また信念がかわつたとするならば、これははなはだたよりない信念と申さなければなりません。(拍手)もしも信念が依然としてかわつておらないとするならば、こういう定員定額による全額負担法はすみやかに撤回すべきであると考えるのでございますが、文相の見解を明らかにしていただきたいと思ふのでございます。

さらに、先ほどから文部大臣は、首切り、給与の引下げ等は絶対に起らない、こういうことを言つておられるのでございますが、一体何を根拠にしてそういうことが言えるのであろう。先般の全国知事会議の席で、全国知事会において調査いたしました結果が発表されております。それによりますと、二十八年度に実際に支出されるべく予定されている額と、今回の法案によつて負担される額との間には百三十七億円の差額があると言われております。

す。この差額は、結局地方公共団体が自己財源でまかななければならぬ、こういうことが言われているのでございますが、一体文部大臣は、この全国知事会で出した数字は間違いないと言われるのか、この点を文部大臣並びに本多國務大臣からつきり御答弁願ひたいのでございます。もしも、こういう不足分があるとするならば、どうやうな補填されるか。また中国、四國のプロテクト知事会議の申合せでは、給与費には都道府県費を計上しない、こういう申合せまでしているわけでございます。こういうことになりまして、結局は給与準備の切下げをするか、それではなかつたら、あくまでも準備を維持しようとするか、首切りをやらざるを得なくなるのであります。このならば、教職員の地位と待遇を保障するといふこの法律の目的は、まづたゞ反対の結果になつてしまふ。教育は混乱と破壊に瀕することになるわけでございますが、文相の数字をあげての明確な御答弁を願ひたいのでございます。

このように、この法案の實際に及ぼす影響といふものを、それ／＼の責任ある団体その他の調査に基いて考へてみると、これは混乱を来すおそれが多分にあるわけでございます。よく世間では、給与費だけで不十分だが、まあ／＼完全な全額負担に行く一歩前進として、がまんしてもらおうではな

いかという主張がなされるのでございしますが、完全な国庫負担に行くことを目標にしながら、一歩でも近づこうという考へ方は、もつともこれは了解できるところであります。しかしながら、それを容認するためには、現実とそのために弊害が起らないかどうか、この点をやはり勘案しなければならぬ。弊害や混乱の方が多いということになりますならば、かりに一歩前進の姿が多少ありまして、それはもつと慎重に考へ直さなければならぬということになるわけでありまして、こういう点から考へまして、なぜこの法案がこうも急いでやらなければならぬか、その理由がもう少しはつきりわかるように、文部大臣から御説明をお願いしたいのであります。

このように点を考へてみますと、そのときにこれから疑問が起つて参りますのが、結局は身分の問題でございまして、私どもの考へでは、これは現在の日本の国の地方財政の現状からいたしまして、結局は国家が義務教育の費用というものを負担する以外に道はない。そういう地方の財政が困窮しているという現実から、私どもは全額国庫負担というものを終始主張して来ているわけでありまして、そういう現実には立つ限りは、理論はいろいろ／＼言ふ余地はございまして、これを維持発展させようという建前に立つ限りは、給与費ばかりではな

しに、やはり教材費、教科書費用、あるいは施設費、給食費、維持費、そういった財政負担を国家がする必要がある。従つて、国家が財政的な負担だけをやる、そのかわり、實際の教育行政はあくまでも府県の教育委員会を中心にして、自主的に地方の実情に沿つたものでやるべきである、従つて、義務教育の教職員の身分も地方公務員でさしつかえないというのが私どもの考へ方でございますが、今回の法案によりまして、その身分が国家公務員になる。先ほど、地方公共団体の設立にかかります高等学校、あるいは大半の教職員は地方公務員になるという矛盾も指摘されておつたやうでござい

ますが、こうなりますと、教育行政、人事行政といふものが一貫性を欠くことになるのでございます。教育行政、人事行政にこのやうな二元的立場を許してさしつかえないものであろうか、この点も重ねて文部大臣の御答弁をお願いしたいのでございます。

文部大臣は、一昨日のこの提案理由の説明にあたりまして、義務教育は最も必要なものである、従つて国が責任を負わなければならない、こう言つて、それがゆゑに教職員は国家公務員にするのである、こういうふうに、義務教育に対する国の責任と国家公務員にするといふことを結びつけて説明されたのでございます。ところが、一体法的な根拠といふものはどこにあるで

ございましょう。ただ、国が義務教育に對して責任があるから、身分は国家公務員でなければならぬというのでは、これは文部大臣の独善的なことつけといわなければなりません。国の責任については、憲法二十六条にはつきりと明記してあるわけでございます。すべての国民は、その子弟が全部義務教育を受けるようにしなければならぬ。これは義務は規定してございしますが、その義務に對して、義務教育は無償である、無償でなければならぬ。この義務教育を無償にするということが、憲法の規定による国の義務教育に對する一番大きな責任ではないかと考へるのでございします。(拍手)そこで、こういう点から考えますと、私も、ただ國家が義務教育に對して責任があるから國家公務員にしなければならぬという点では、納得することができません。そういうことで説明されますと、結局これは、身分保障という美名に隠れて、政治活動を禁止し、そうして先ほども御指摘になりましたように、来るべき参議院選挙を有利に展開させようというような下心があるのではないかと疑念を國民の間にます／＼植へつけることになるわけでございます。(拍手)従いまして、文部大臣及び本多國務相より、一休憲法あるいは教育基本法のどの条項によつて國家公務員にしなければならぬ結論が出て来るのか、この点を明らかに

していただきたいのであります。この身分の問題と関連いたしまして、見のがすところのできませんのが教育委員会の権限でございます。本法第六條によりまして、教育委員会を指揮監督する権限を文部大臣に認めております。また第十條の第五項におきましては、市町村の教育委員会は、教職員に任命にあたつて、市町村長と協議しなければならぬということになっております。しかも、その次の六項におきましては、協議がととのわない場合には文部大臣に裁定権を与えてるのであります。これは明らかに教育委員会の根本精神を蹂躪するものであると考へます。政府はしきりに行き過ぎの是正ということを言つておりますが、これはすでに是正ではない。教育行政の官僚化、中央集権化、あるいは一教育への逆コースであるといわなければならぬのであります。(拍手)教育基本法の第十條には「教育は、不当な支配に服することなく、國民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」と規定してある。また教育委員会法第一條の後段におきましては、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設けると規定されておるのでございします。何人もこの教育行政の根本を否定することはできないはずでございます。文部大臣は、その権限を都道府県や市町村教育委員会に一部委任

できるようになつておるのでございしますが、これでは人事権というものは三元化されてしまふ。その上にさらに市町村長が加わるといふことになりまして、一層人事というものは複雑化して来る。そうして、市町村長を通じて、地方のボスがこれに介入するといふことになりまして、一層人事が不明朗になる危険をはらんでおるわけでございます。このように、給与の決定権というものは中央で握る、あるいは身分を國家公務員として縛つてしまふ、任命権は最終的には事実上文部大臣に吸い上げるといふことになりまして、ば、一休教育を不当な支配から守り抜く保障はどこに求めたらよいものか、これらの点につきまして、文部大臣並びに地方自治確立の責任者であるところの本多國務相の御答弁を願ひたいのである。

以上の数点を考へてみましたただでも、國民の疑惑と不安を生ずることは当然でございします。岡野文部大臣は地方自治庁長官をされておつたこともございしますが、本来ならば、義務教育の關係というものは、地方行政と密接不可分であります。それでありまして、今度のような法律案を担当されるのには適任者であるはずでございします。ところが、事實は遺憾ながらこれと逆である。岡野文部大臣は、日本が四年の間戦争を継続できたことをもつて國民に自信を持たせようと考えたり、あるいは「臣民」という言葉を、これは主権者である人民に對して臣であるといふような、國民を愚弄した答弁を平氣でやつてのけておるのである。こういった時代感ぜられのした文部大臣の下では、國民の不安がつるのは当然であります。(拍手)この機会に文部大臣は真剣な反省をする必要があると思ひます。このように、文部大臣の所見をお伺ひしておきたいのである。

最後に、今回の法律案の経過措置によりまして、二十八年度に限つてこの経過措置を規定しておるよりでありましたが、この法案を円滑に運用するためには、どうしても地方税制、あるいは地方財政、また地方行政全般にわたつて、国税との調整とも関連した全面的な改革を伴わなければ実現できないことは当然でございします。現に自治庁におきましては、都道府県税のうち、遊興飲食税、入場税を国税に移管するのでなければ、これは実現することが不可能であると主張しておつたのであります。それでありまして、二十九年度からは完全にこれを実行するにつきましては、相当大蔵當局にも、あるいは地方自治庁におきまして、具体的なこういつた地方制度改革の意見があるはずでございします。先ほどの答弁におきましては、本多國務相は、地方制度調査会に十分諮つて研究するといふやうな答弁をされております。しかしながら、そういったことをやらないで、地方制度調査会に諮らないで、この法律案を出されているのである。従いまして、この法律案に關係のあるやういつた地方制度の改革については、當然政府にも具体的な案があるはずでございします。すでに諮問機關である調査会にかけないで出された以上は、これらに關係するところの具体的な改革についての構想を本議場においてわれ／＼に示していただくのではありません、われわれは納得することができないのである。(拍手)

以上の諸点につきまして、従来のやうなおさなりの答弁でなしに、明確にして、國民によく理解できるように、懇切丁寧な答弁をしていただきますよう、特にこれを求めまして、私の質問を終ることにいたします。(拍手)

〔國務大臣諸方竹虎君登壇〕

○國務大臣(諸方竹虎君) 答へたいいたします。義務教育制度といふやうな重要な制度を、何ゆゑに地方制度調査会にかけなかつたかという御質問のようでありまして、政府といたしましては、根本におきまして、地方制度の改正はすべてこれを地方制度調査会の答申をまつという建前をとつてゐること、は、私ここに申し上げるまでもないのであります。しかるところ、昨年総選挙の結果、現内閣が組織されました。七年の占領政策のあと初めて独立國としての予算を組み、また制度を考えますに際し、占領政策の行き過ぎ、その他

この際に独立国としてその自主性を高

める上になすべき諸施策、それを考え
ますにあたりまして、教育制度につ
きまして深く慎重な検討をいたしたの
であります、義務教育費につきまし

ては、半額負担の法案がすでに成立
いたしておりますので、その研究をさ
らに重ねました結果、半額負担ではど
うも不徹底である、ここを何とかして

全額負担にいたしたいという念願から
立案を急ぎまして、地方制度調査会が
ありまするにかかわらず、十分にそれ

に諮問することはできませんでしたけ
れども、しかしながら、調査会の委員
の各個人の意見は相当よくこれを聞きま

して、その意見も参考にいたしまして
、この全額負担案を決定いたしましたよ
うな次第であります。そういう点につ

きまして、御指摘のように、いやくも
地方制度の改正である以上、これを
調査会の答申にまづということが常道

ではありますけれども、今回のこの義
務教育学校職員法案を案内いたします
にあたりましては、そのいとまがなか

つた次第であります。そういう意味で
答申を求めなかつたことを御了承願
います。

〔国務大臣岡野清義君登壇〕

○国務大臣(岡野清義君) お答え申し
上げます。

教育委員会のことにつきまして、何
か諮問をしたらいじやないかと――
――という話がありました、とこ

ろが……〔発言する者多し〕

全額という問題につきましては、技
術上の問題、財政上の問題があります
ので、私が半額並びに全額ということ
を申しましたことは、大きな立場から

言つておるのであります、その技術
上、財政上の問題はあとから考えるこ
とでありまして、今回定員定額にした

わけであります。

それから、今度現員現給というよう
な問題が出て来ましたが、これはむろ
ん今までの既得権は必ず尊重するとい

う意味におきまして、現在受けている通
りの給与定員をそのまま横すべりして
国家公務員にするということござい

ますから、御安心をお願いしたいと思
います。

それからもう一つ、義務教育費国庫
負担法というものがございまして、そ
れには御承知の通りに半額給与費を出

す、それから教材費の一部を出す、こ
ういうことございまして、私ども、
やはり全額と申しまして、その給与

費がおもなるものでございまして、
今回はやはり給与費ということござ
います、将来はだん／＼といろ／＼

の方面におきまして、義務教育無償の
理想に達したいと思ひます。

それから高等学校の先生をのけるの
はけしからぬというようなお話でござ
いますけれども、私の申しますこと

は、義務教育というものが国家の基本
教育として一番大事なものであるか

ら、まずそれからひとつ拡充して行き
たいということ、義務教育という一

種のりつばなわくのはまづた、憲法上
保障されたその教員について、まず今
同身分、地位の安定保障をしたい、こ

ういうことございします。

それから指揮監督の点でございします
が、むろんこれは国家公務員になつた
ということは、私の考えますことは、

御承知の通り、その教員というもの
を、どうしたら地方によつて差別な
く、同じようなレベルで機会均等を与

え、水準を維持して行けるかというこ
とから打出したのが国家公務員であり
ます。国家公務員なる以上は、これは

監督者たる文部大臣が指揮監督するの
はあたりまえの話であります。しか
し、それもほとんどたいていのことは

全部教育委員会に委任してあるので
ございまして、地方分権に対して何ら
干渉することはないと思ひます。

それから、私の個人の問題について
いろいろ反省をしるというところでござ
います、よく御意見として承つてお
ききます。

〔国務大臣本多市郎君登壇〕

○国務大臣(本多市郎君) 御指摘にな
りました中央と地方との公務員の給与
額の差の問題でございしますが、これは

地方公務員の給与は国家公務員に準
ずるといふ法律の根拠に基づきまして、
実は年々財政計画は中央の公務員の給

与に準じて立てておるのでございま

す。このことが、府県市町村における
実際の給与額との間に相当開きがあり

まして、いろいろ論議されていること
は、御承知の通りでございします。しか
し、今日の国家財政をもつていたしま

しては、法律で定めてあります国家
公務員の給与に準ずる、このことをも
つて臨むほかにないのでございま

し、もし漫然と実額にこれを改めると
いうことになりまして、また地方団体
間におきまして、高いところと低いと

ころで不均衡を生ずるわけでございま
すから、政府といたしましては、来年
度の地方財政計画におきまして、地

方公務員の給与は中央の公務員の給与
に準ずるといふ根拠に基づいておりま
す。これに基づきまして府県の財政措置

をしてありますから、結局教職員につ
きまして、府県負担という義務が府
県に生じますので、文部省から受けま

すところの地方財源と、さらに政府か
ら受けまますところの平衡交付金の財
源、さらに自主的な財源とあわせて考

えますときには、現状通りの状態であ
りましたならば、自然増加分をも含め
て財政措置は整つていゝものであると

考えるのでございします。

次に、文部大臣より教育委員会が任
免権の委任を受けて、その任免に、こ

の場合、市町村長が協議にあずかると
いうことをもつて、はなはだしく教
育の域を便すものであるかのようにお

話があつたのでございしますが、この際

ぜひ御理解を願わなければならぬと思
ひますのは、義務教育諸学校等、市町

村の中学校、小学校はすべて――もつ
とも私立の学校は別であります、今
日市町村の行政の中で、やはり総合的

な行政の責任主体は市町村でございま
して、その市町村立の学校の教員の任免
につきまして、市町村長がその協議に

あずかるということは、まことに自然
のことではなからうかと私は思いま
す。今日まで、ややもすると、教育委

員会との間に連絡が不十分で、市町村
の行政を円滑に運用することが困難で
あるというようないふ非難があつたので

ございしますが、そうしたことも解消でき
る。さらにまた、今回は、その小学校
の教員諸君が国家公務員となり、任免

権を委任するといふいいながら、文部
大臣――政府が掌握するのでございま
すから、この任免を実際に行う教育委員

会と市町村長と協議して行くことによ
つて、私はこの点は地方分権の趣旨に
も沿ひ、また民主化の趣旨にも沿うも

のであると思ひるのでございします。

さらに二十九年度以降の財政措置に
ついてでございますが、これははいざ
んもお話申し上げました通り、二十九

年度以降平常の形でこの制度を実施
いたしますにつきましては、今のままで
自然増加がないにいたしました、二

百五十四億円は不足するのでありまし
て、これを平衡交付金にたよつて分配
することは、富裕団体と貧窮団体との間

の財政の不均衡を一層はげしくすることにもなりますので、ぜひ国と地方を通じての財政調整が必要であると思ひます。国税、地方税を通じて考慮しなければならぬ問題でありまして、こゝういふ問題は、私どももいたしましては、せつかく地方制度調査会で御審議中でございますから、いまだしく御審議を経た上で政府の方針を決定する方が適當であると考へております。

そのほかに、さらに憲法や教育基本法について御質問があつたのでございしますが、法律を改正いたしまして、義務教育の教職員を国家公務員にするということは、憲法にも教育基本法にも反するものではないと存じております。(拍手)

○副議長(若本信行君) ただいまの文部大臣の発言中、もし不當の言辭があれば、速記録を取調べの上、適當な処置をとることにいたします。

坂本泰良君。

(坂本泰良君登壇)

○坂本泰良君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案されております義務教育学校職員法案——これは単なる職員法案と申ししまして、平和憲法のもとにおきまして、日本の文教政策の根本をかえるものでありますから、私はこの見地に立ちまして、さらにまた、この法案が、自由党諸君の五月の参議院議員選挙を有利にせんがため、その場の急ごしらえの

法案であるというところを指摘いたします。四、五点御質問を申し上げたいと存ずるのであります。(拍手)

質問の第一は、本法案は文教政策の基本をどこに置いておられるのであるか、総理大臣にお伺ひしたいのであります。政府は、義務教育費全額国庫負担法案という、まさしくわい言をばらまいて、全額国庫負担という結力ある言葉を、窮乏した国民に、鳴りもの入りで宣伝をいたしたのであります。そして、修正に修正をいたしまして、ここに提出いたしましたのが、この職員法という法案であるのであります。身分法案であるのであります。その内容は、教育費の全額負担はたな上げにいたしまして、学校職員の給与だけを機械的に定額を定めて切り下げまして、これを国庫が負担しよう、こゝういふものであるものであります。なお、本法案は、教職員の任免権並びに給与の決定権を文部大臣が掌握いたしまして、さらにまた文部大臣は教育委員会の指揮監督をすることによりまして、教育の中央集権化と教育の国家統制を実現いたそうとするのであります。

政府は、さきに教育の地方分権の徹底と民主化のためであると申ししまして、全国市町村にこゝとく教育委員会を設けたのであります。しかるに、今回の法案が、教職員の任免権と教育委員会の指揮監督権を文部大臣の手に

収めて、教育の中央集権化をはかろうとするのは、矛盾をはなだしいといわなければならぬのであります。(拍手)これは、政府並びに自由党の、文教政策に対して何らの見識なきことを暴露したものであります。さらにまた、昨年国会で通過しました義務教育費国庫負担は、教育費の半額負担を可決して、この四月一日から実施することになつておるのかかわらず、準備を怠りまして、大蔵省との関係で一年延期しようとしたり、今更さらこれを一転いたしまして、全額国庫負担制と称しまして、半額負担よりもさらに劣るところの財政措置によつて当面を糊塗しようとしたしておるのであります。政府並びに自由党の、この欺瞞的な文教政策の推移を見ますときに、彼らに、教育に対する愛情と理解の上に立つところの教育の機会均等、教育水準の維持向上、これをはかろうとする考えがどこにあるのであるか、全然ないのであります。いな、むしろ、これは政府並びに自由党が、義務教育費国庫負担の美名に隠れまして、教員を国家公務員にし、全国六十万の教員の政治活動を禁止しまして、五月の参議院議員選挙を有利にせんとするものにはかならないのであります。(拍手)政府並びに自由党は、昨年の総選挙には、世論の反対を抑し切つて、無理に市町村教育委員会の選挙をいたしたのであります。今また参議院議員選挙におい

て、教員を圧迫して有利な選挙に臨まんとするのは、神聖なる教育を党利党略の具に供するほかの何ものでもないものであります。これは教育の軽視と民主化の逆行でありまして、わが党は、国民とともに、教育擁護のため憤激を禁じ得ないのであります。吉田総理大臣は、この点をいかに考へておるのか、はつきり御答弁を伺ひたいのであります。(拍手)

質問の第二は、教育は国民のものであります。国家のものではないのであります。国民自身のものであります。しかるに、この法案は、教職員を国家公務員として、その政治活動を禁止するものであります。これは教職員をして時の政府の政治権力に屈服させるものと考えられますが、この点に對して總理の見解を承りたいのであります。教員が直接国民全体に責任を負うというところは、教育基本法に明らかにしておるのであります。おわかりにならぬ方があつたら申しますが、第六条に「教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」と、かように定めてあるのであります。また第十条には、「教育は、不當な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」と、かように規定しておる

のであります。(拍手)すなわち、教員は単なる公僕ではないのであります。国民の将来に對して重大なる責任の存在であるのであります。一般地方公務員は、公共団体の行政の補助者でありまして、その機關の意見や政策にさからうことはできないのであります。しかしながら、教員はさうであつてはならないのであります。国家公務員は、政府の意見と政策を行政面で具体化する任務を持つておるのであります。教員はさうではないのであります。教育は、政府の意見政策に奉仕するものではなく、科学的な真理と理想とを有するものでなければならないのであります。(拍手)教員を国家公務員にいたしましたして、これを政府の意のごとく動かそうとするのは、道理を引込ませて特定政治勢力の無理を通すことであります。國民の正しく向うところを誤まらせるものであるのであります。(拍手)

戦前の教育が、教育勅語により、さらには東条内閣における軍人の教育統制が未曾有の敗戦となりましたことは、われわれの記憶に新たなところではありません。物を言つてはいけな、物を見るな、お前たち教員は仕事さへしておればよいのだ、先生たちをかよう縛り上げて、政府権力のもとに行われる目隠しの教育がどんな結果になつたかといふことは、われわれは忘れてはならないのであります。戦争といふ

人間最大の悲しみを味わつた国民が、近ごろ、醜い、むき出しの支配欲と野望におどられようとしているのであります。敗戦後の決心は次第に音を立ててくずれて行き、道に聞えて来るのは、独立という名のもとに隠れた古い思想の再現であるのであります。(拍手)

この法案は、このよい例であるのであります。一見しますと福音のようでありますが、内容は御都合主義でありまして、支配者みずからの利益のみを考えて急ごしらえをした防波堤のようなものであります。国民の向上や幸福は少しも考えないところの悪法であると考えますが、この点に対する首相の御見解を承りたいのであります。

質問の第三は、この法案は、教育基本の三原則でありますところの教育の地方分権、教育の民主化、教育の自主性を破壊するものと考えるのであります。ところが、総理大臣並びに文部大臣に所信をお伺いしたいのであります。敗戦後の日本は、義務教育を公の教育といたしまして、公の機関がその行政並びに財政の責任者となることは当然であるのであります。しかしながら、いづれが責任者となるかは教育の民主化と重要な関係がございますから、十分慎重に考えなければならぬのであります。今日の行政効率の上から見まして、市町村がその責任の主体となることは無理であるのであります。そこで、地方自治の建前からいいたしま

して、また民主教育の考えからいいたしまして、都道府県がその中核的存在となるのが最もよろしいのではないかと存するのであります。

国家が全面的に教育を統制するのは、民主主義に反し、教育の本質に反するところの目隠し教育をやることになるのでありますから、時の権力者が、教員に對しまして、お前たちは仕事だけをやればよろしいのだと先生たちを縛つてしまひましたならば、現在の米ソの二大陣営が双方から圧迫をいましておるこの日本の社会情勢下におきまして、教育の国家支配の強行は、一種のファシズムであり、平和に対する国民の切なる願いを破壊するものであると考えるのであります。(拍手)

主権在民と戦争放棄の平和憲法のもとにおきまして、今こそ我が国の教育のあるべき方向を確立しなければならぬのであります。それは、教育が社会の平和的発展にとつて積極的な役割を果しつつある社会的、歴史的事実の上に立つものであるからであります。吉田首相と岡野文相に、この点に對して所信をお伺いしたいのであります。(拍手)

質問の第四は、今回の政府の措置によりますと、教育予算の管理者は文部省となるのであります。文部官僚の地方教育に対する支配権が増大されるのであります。中央集権の危険がここに存するのであります。従来の経

験によりますと、文部官僚は、地方からの陳情等に対しては不必要に尊大であり、いばつておりますが、反面、政府内部における発言力はきわめて弱いのであります。文部予算が、いつも財政難のしわ寄せによつて削減せられるということは慣例になつていようであります。この教職員の給与につきましても、文部官僚にまかせておきましたならば、必ず教育財政上の破綻を来すおそれがあると存するのであります。

さらに、本法案は、教員給の実績主義を放棄いたしました。定員定額制を施行しようとするものであります。政府のこの法案に伴う財政措置を見ますと、本年度の地方財政計画に算定された員数、単価、基準にのっとり、すでに決定をいたしましたところの平衡交付金の枠内から移しまして、算定基準のまつた異なるところの定員定額式によつて配分せんとするものであります。これは、朝に平衡交付金の方式を改め、夕にはその平衡交付金制度による財政措置を踏襲して、その配分において実績方式を放棄いたしました。地方の実情を無視した定員定額方式によらんとしているのであります。

この難点は、総額が不足する場合は、定員を確保しようとしますると給与の切下げを行わなければならないのであります。給与を確保しようといいたしま

ならないといふことになるのであります。従つて、政府がいかに詭弁を弄しまでも、これによる教員の質の低下と混乱は免れないと存するのであります。

次に、本年度の教育予算措置はまつたくためであるのであります。本年度の国庫負担金は、教育給与費及び共済組合費を合せまして九百一億円であります。教材費十九億四、計九百二十九億を都道府県に交付しまして、都道府県は、義務教育諸学校の教職員の給与を負担して支給することになつておるのであります。これは、現行交付金制度にかかわることがなく、地方自治の自主性を奪つて画一的な統制のもとに置き、政府の財政措置の不足を都道府県に転嫁しようとするものであります。しかるに、財政の窮乏した都道府県は、教育費に自己財源の捻出を好まないのは自明の理であつて、これを強行しようとするとき、小学校の教員給与は一箇月千七百五十二円、中学校教員は千四百三十四円のベースの引下げとならざるを得ないのであります。これで、はたして第一条に示しております学校の教員の地位と待遇の保障ができるのであります。断じてできないと存するのであります。文部大臣並びに自治庁長官の御所見を承りたいのであります。(拍手)

質問の第五は、教職員の給与負担について、十七日の閣議決定では、当分の間、都道府県の負担とすることになりましたが、前日には、自治庁の要求によりまして、二十八年度に限りと限定しておつたものであります。かように二転、三転いたしましたのは、全面的税制改革がこの二十八年の一箇年にできる見通しが困難であることを暴露しておるにはかならないのであります。その結果は、東京初め富裕な都府県に對しましては、当分の間、国庫負担金を全部または一部交付しないことになつております。そこで、今回の財政措置では、八都府県の分二百五十億が除外されておるのであります。このように府県によつて取扱ひの差異を設けることは、全額国庫負担制度の趣旨に反するものであります。さらに、これら富裕な都府県の教員給与は国庫から負担されないにもかかわらず、身分は国家公務員とされるところの矛盾と相なるのであります。岡野、本多両大臣はいかにこの点を解しておられるか、お伺いしたいのであります。

次に、政府は、さきに地方制度調査会をつくりました。本法案のごとき地方税の全面的改革を招来するものにしては、調査会の答申をまつべきであります。この調査会に對して、岡野文部大臣は故意に出席されない。それは説明ができないからであると聞いておるのであります。調査会では、このような重大問題は答申をまつてや

ることを決議しておるにかかわらず、これを無視したことは、政府みづから必要機関をつくりながら、これに従わない、違法を犯しておるのであります。この点に対して、本多國瑞大臣はいかように考えておられるか。また、中央教育審議会に対しても、これを諮問いたしまして、十分検討した上に、その決議をまつてやるべきであります。しかるに、中央教育審議会は、去る十一日総会が開かれ、審議会が初めての仕事として本法案を取上げて審議しましたところ、反対の強硬意見が提出いたしました。文部省側と意見の対立のまま散会いたしましたのであります。政府は、日本の文教政策について、平和国家にふさわしい、りつばなものをつくり上げるために中央教育審議会をつくつて、そして各方面から有力なる委員を任命して充足したばかりであるのであります。これと意見の対立のままに、この法案を強行するということは、これはやはり、みづからつくつた機関を無視した、違法の、独善的のそしりを免れないのであります。この点について文部大臣はいかように考えておられるか承りたいのであります。(拍手)

かようにいたしました。日本の教育行政、財政制度、ひいては地方自治の上に大きな転換を招来するこの重要法案が、無準備のまま強引に提案される目的は、教員の身分を国家公務員に縛り上げまして、教育の中央集権、教育の国家統制を復活する意図以外の何ものでもないのであります。岡野文相は、給与の不足額は地方から負担してもらから給与の切下げにはならないと申しておるのであります。本多自治庁長官は、都道府県に対し負担をさしずする権限はないから、出さなくてもよろしいという意味を申しておられるが、この点に対して、岡大臣のはつきりした御答弁をお願いいたしたいと存するのであります。

最後に、この法案は、要するに義務制学校の教職員を国家公務員に縛り上げまして、そして給与だけを国家が定額に引下げて負担する、こういうものであります。全額国庫負担はまつて赤なりであります。教育費の全体は大幅に削られて、減額負担になつておる。この事実、前質問者も申し上げた通りであります。二十八年度予算におきまして、軍事費が総予算の二三%であるに比しまして、教育費はたつた二%であるのであります。これがために六・三校舎の建築は進まず、あぶない、こわれたところの校舎と、一ぱい押し詰まつた教室の中で、手不足の先生によつて行われる教育はどうなるのであります。やがては、金持の子供は上級学校へ進み、貧乏人の子供は兵隊へというようになるのであります。かくして、国家の教育統制は行われ、再び教育を政治権力の手段

にまかせることになりまして、青少年に取返しのつかないような大きな不幸をしいることになるのであります。そして、遂には教育の機会均等は破壊され、民主教育は根柢からくつがえされるのであります。(拍手)このようにいたしました。父兄と子供と教職員が政治権力に屈服いたしましたときに、再軍備と戦争への道が開かれるのであります。(拍手)われわれは、第二次大戦における悲惨な敗戦は何がこれを引起したのか、これよりも、なぜこの大戦が予見され、防止され得なかつたかということを考えるべきであります。われわれは、戦争の犠牲を悲しむと同時に、再び戦争に巻き込まれ、悲惨な犠牲を引き起さないように、全力を尽さなければならぬのであります。

私は、今国会におきまして、一連の悲しむべき流れの現われを見出すのであります。警察法の改正は、本質は現警察を廃止して、新たな国家の手に帰一するところの治安警察の中央集権化であります。そして、国内治安のためと称した保安隊は、純然たる軍隊にするのであります。スト禁止、独禁法の改正は、産業動員計画の障害を取除くためであります。義務教育学校職員法に現われまして教育の中央集権化は、警察の中央集権化と呼応いたしておるということとをここに総合して考えますときに、日本の新しい国軍設置の土台が、進軍ラッパとともに、ここに現

われると存するのであります。(拍手)このことは、日本の問題であると同時に、アメリカの極東政策のテンボを早めるかどうかの問題でありました。日本に再軍備をさせようとするところのアメリカの欲求に應ずるには、アメリカにおいて七月に始まる新予算の編成に際して、日本の軍事援助の材料を供せんとするものであります。けさのニュースで、この国会で国民を侮辱して、不信任決議で大臣を罷免された池田君が、何の目的でアメリカに行くのであります。かゝるものに、日本の軍備は整い、自衛のためとか、反共連盟とかの美名のもとに日本の青少年は動員され、国連協力と称して、アメリカ軍の尖兵を承るのであります。農民と労働者は産業計画に動員され、低賃金、低米価は、病氣と栄養失調と飢え死にするとどこか、水素爆弾のもとにおいて、日本の山河とともに、日本国民はめちやめちやになつてしまふのであります。(拍手)

吉田、岡崎のブレーンは、アメリカに日本州化に狂奔しております。關係と自由党諸君は、竹やりを持つて右往左往しておるのであります。文部大臣は、吉田総理の道義の高揚というお託宣をもつて、神聖な教育を犠牲にしてゐる。日本の教育を戦争へへくちと持ち込んで行くのであります。文部大臣は、その功勞によつて、今審議され

ておる榮典法によりまして、ボンネット帽子をかぶつて、プロックを着て、胸に勲章をさげた、正二位勲一等岡野清義でも考えておられるのであります。しかしながら、われわれは断じてこれにはだまされないのであります。日本の教育を守るために、断固われわれは反対して、この法案の撤回を要求するものであるが、吉田総理並びに文部大臣は撤回する勇氣を持つておるかどうか、ここではつきり答弁をお願いいたしと存するのであります。(拍手)

○國務大臣緒方竹虎君答覆
義務教育学校職員法案が、何か強権国家の初めであるかのような御批判でありましたが、そういう意図は毛頭持つておりません。この法案の目的は、たしなますところは、義務教育に対する国の責任を明確化し、また義務教育の水準の維持向上に資しようというだけでありまして、なるほど文部大臣が任免権を持ちますけれども、その運営にあたりましては、市町村教育委員会に委任いたしたのであります。私は、その間に、実情に適した、いい学校の運営ができることを期待しておるのであります。

さらにまた、この法案の提出が、何か参議院選挙をねらつた政治的の意図があるかのごとき御批判でありましたが、他人心あり、われこれに付度すと

いふ言葉がありますが、まさにその御批評はこれに値すると思ふのであります。

〔國務大臣岡野清義君答へ〕

○國務大臣(岡野清義君) 答へ申し上げます。

るる御熱弁を伺いましたが、結局問題は、国家公務員にするのは、参議院選挙のために教員を縛つておく、こういうことだろうということに過ぎないと思ふのですが、しかし、私どももいたしましては、平衡交付金ができて以来、とにかく地方財政の現状からして、どうしても教員の給与だけはひもつきにして国家が補助してくれ、そうしなければ、せっかく平衡交付金で勤定してもらつてゐるけれども、給与がもらえないからというのが、二十四年

以来の輿論であつたのであります。その通りわれ／＼は実現しつつあるものでありますから、私は、文部省が、とにかくこれを把握してどうしよう、こうしようとかいふことでなくて、むしろ教員の方がなるべくやんときまつたその定額をもらいたいのだという、その輿論に追随しただけであります。

それから、待遇の適正といふことをお出しになりましたが、今度こそ待遇が適正にできるのです。今までは、一万有余の地方団体でみな待遇が違つておつたのです。これを国家公務員といはしますれば、東京のまん中で

国立学校の教員がもらつておると同じものを、どこの教員ももらへるといふことになりまして、待遇は適正になるわけでございます。

それから、不当の支配とおつしやいますけれども、われ／＼は決して不当の支配はいたしません。それは、教育委員会と、それからわれ／＼とのこの關係をごらんになれば、よくおわかりのことと思ひます。

それから、定員定額で、将来必ず音切りが出て来る、切下げが出て来るというお話でございますが、われ／＼は、国家の教育を十分やつていただきたいという熱意こそ持つておれ、その教員に不遇を与えることはいたしません。その意味におきまして、首切りもせず、切下げもしないやうに、定員定額の方策を実行して行きたいと思つておる次第でございます。

それからまた、これをやらないうちに国家公務員の資格をやるのはどうもおかしいじやないかとおつしやるけれども、しかし、これは、二十一年から二十四年までは、平衡交付金で国家が補助しないで、国家の金で出さなくても、やはり国家公務員であつたのでございまして、その意味において、資格は問題にならないと存するのであります。

〔國務大臣本多市郎君答へ〕

○國務大臣(本多市郎君) 二十八年度の予算的措置といたしましては、この給与負担を都道府県負担といたしますが、結局政府から都道府県に交付いたします。都には交付しないのであります。府県に交付いたします。平衡交付金も、それから文部省から交付いたします。今度の負担金も、合せて財政調整の財源になるのでございまして、これを合計いたしますと、二十八年度の財政規模を策定し、そこに算出したしました平衡交付金の額と一致するのでございます。でありますから、現行通りの負担を府県が負担して行きます。分には無理は生じない、かように考へておるのでございます。

さらに、地方制度調査会について御質問があつたのでございますが、地方制度調査会には、地方制度の全般について御諮問申し上げておりますので、今回政府がいかに教育制度を改革いたそうとも、それに拘束されることなく、その上に立つて自主的な意見の御答申があるものと考へております。

また、今回の二十八年度の措置につきまして、非常に地方団体間に財政的の無理があつて、理解されないのではなからうかといふ御意見もあつたのでございまして、特に今度の改正のために財政的に負担の増加といふことがないでございまして、私は、法律が制定公布されましたならば、必ず理解、遵法されることを信じております。

○副議長(若本信行君) これにて質疑は終了いたしました。

第一 酒税法案(内閣提出)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣提出)

○山崎岩男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第一とともに、内閣提出、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 山崎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日程第一、酒税法案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長奥村又十郎君。

酒税法案
酒税法

酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の全部を改正する。

目次
第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売免許等(第七

第二章 酒類の製造免許及び酒類の販売免許等(第七

第三章 税率(第二十一条)

第四章 酒税の徴収(第二十三条―第三十条)

第五章 納税の担保(第三十一条―第三十六条)

第六章 酒類審議会(第三十七条―第三十九条)

第七章 雑則(第四十条―第五十条)

第八章 罰則(第五十四条―第六十二条)

附則
第一章 総則

(課税物件)
第一条 酒類には、この法律により、酒税を課する。

(酒類の定義及び種類)
第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料(うすめて飲料とすることができ

るものを含み、アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の規定の適用を受けるアルコールを除く。)をいう。

2 酒類は、清酒、合成清酒、濁酒、焼酎、味りん、白酒、ビール、果実酒及び雑酒の九種類に分類する。

(その他の用語の定義)
第三条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四四五

第七條 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の種類別（醸造、及び味、りん）については、釀

別、雑酒については、品目別)に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならぬ。但し、酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が、その免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場における毎酒造年度の酒類の製造見込石数(一の製造場において、味りんの各級又は二以上の品目の雑酒を製造しようとする場合には、味りんの各級又は雑酒の当該品目の合計石数)が当該酒類につき左に掲げる石数に達しない場合には、受けることができる。

- 一 清酒 三百石
- 二 合成清酒 三百石
- 三 濁酒 百石
- 四 焼酎、焼酎、甲類 三百石
- 五 焼酎、焼酎、乙類 五十石
- 六 味りん 五十石
- 七 白酒 五十石
- 八 ビール 一万石
- 九 果実酒 三十石
- 十 雑酒 三十石

3 前項の規定は、左に掲げる場合には、適用しない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、濁酒、焼酎、味りん又は白酒を製造しようとする場合
- 二 焼酎、味りんの製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場

において、味りん又は白酒を製造しようとする場合

三 試験のために酒類を製造しようとする場合

四 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、毎酒造年度におけるその製造見込石数の合計が三百石以上であるとき。

五 一の製造場において焼酎、味り及び焼酎、味り、乙類を製造しようとする場合で、毎酒造年度におけるその製造見込石数の合計が三百石以上であるとき。

(酒母等の製造免許)

第八条 酒母、もろみ(酒類の製造の用に供することができるものに限り、以下同じ。)又はこうじを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、左に掲げる場合においては、この限りでない。

一 酒類製造者が、その免許を受けた製造場において、当該酒類の製造の用に供するため、酒母、もろみ又はこうじを製造する場合

二 酒母の製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該酒母の製造の用に供するため、こうじを製造する場合

三 もろみの製造免許を受けた者が、その免許を受けた製造場において、当該酒母の製造の用に供するため、こうじを製造する場合

において、当該もろみの製造の用に供するため、酒母又はこうじを製造する場合

四 アルコール専売法の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託を受けた者が、当該アルコールの製造の用に供するため、酒母、もろみ又はこうじを製造する場合

五 自己又は同居の親族の食用に供するためこうじを製造する場合(酒類の原料とするため製造する場合を除く。)

六 みそ又はしょう油の製造業者が、その製造場において、みそ又はしょう油の製造の用に供するため、こうじを製造する場合(酒類の販売業免許)

第九条 酒類の販売業(販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合は、住所地)の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類製造者がその免許を受けた製造場においてその酒類の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

(免許の要件)

第十条 第七条第一項、第八条又は前条の規定による免許の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができる。

一 免許の申請者が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。)、同条第五号又は第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消されたことがある者である場合

二 酒類製造者又は酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)である法人が第十二条第一号、第二号若しくは第五号又は第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消された場合(第十二条第二号又は第十四条第二号の規定により免許を取り消された場合については、当該法人が第六号又は第七号に規定する者に該当することとなつたことに因る場合に限る。)

三 免許の申請者が営業に開始成年者又は同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号、第七号又は第八号に規定する者である場合

四 免許の申請者が法人であつて、その役員のうち第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者がある場合

五 免許の申請者が第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する者を免許申請に係る製造場又は販売場に供する支配人としようとする場合

六 免許の申請者が免許の申請前二年内において国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令若しくは酒税の保全及び酒類の取引の安定に関する法律(昭和二十八年法律第 号)の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)

八 免許の申請者が禁、以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者である場合

九 正当な理由がないのに取締上不相当と認められる場所に製造

場又は販売場を設けようとする場合

十 酒類の製造免許又は酒類の販売免許の申請者が被産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合

十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売免許を与えることが適当でないとき認められる場合

十二 酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合

(免許の条件)

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、酒類の製造石数若しくは販売する酒類の種類若しくは卸売、小売の別につき条件を付し、又は製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があると認められるときは、酒類の製造免許の期間につき条件を附することができ

2 税務署長は、前項の条件を附した後において、その必要がなくなつたときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。

(酒類の製造免許の取消)

第十二条 酒類製造者が左の各号の

一に該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 偽造その他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合

二 第十号第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に規定する者に該当することとなつた場合又は国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合

三 三年以上引き続き酒類を製造しない場合

四 三酒造年度以上引き続き酒類の製造石数が第七号第二項に規定する石数に達しない場合。但し、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 第三十一号第二項の規定により命ぜられた担保の提供又は酒類の保存をしない場合

(酒母等の製造免許の取消)

第十三条 前条第一号から第三号までの規定は、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けた者(以下「酒母等の製造者」という。)について準用する。

(酒類の販売免許の取消)

第十四条 酒類販売業者が左の各号の一に該当する場合には、税務署長は、酒類の販売免許を取り消すことができる。

一 偽造その他不正の行為により酒類の販売免許を受けた場合

二 第十号第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に規定する者に該当することとなつた場合又は国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合

三 三年以上引き続き酒類を販売しない場合

(免許取消の手続)

第十五条 税務署長は、酒類の製造免許、酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許又は酒類の販売免許の取消をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、酒類製造者、酒母等の製造者若しくは酒類販売業者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、職

関しなければならぬ。

(製造場又は販売場の移転の許可)

第十六条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者は、その酒類、酒母、もろみ若しくはこうじの製造場又は酒類の販売場を移転しようとするときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、移転先につき第十号第九号又は第十一号に掲げる事由があるときは、税務署長は、前項の許可を与えないことができる。

(製造場又は販売場の廃止)

第十七条 酒類製造者又は酒母等の製造者がその製造の全部又は一部を廃止しようとするときは、政令で定める手続により、免許の取消を申請しなければならない。

2 酒類販売業者がその販売場を廃

止しようとするとき(その販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含む)は、政令で定める手続により、免許の取消を申請しなければならない。

(こうじの販売場の開設等の申告義務)

第十八条 こうじの販売場をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所)の所轄税務署長に申告しなければならない。但し、こうじの製造免許を受けた者がその免許を受けた製造場において、このこうじの販売場については、この限りでない。

2 こうじの販売業者は、その販売場を移転したときは、政令で定める手続により、移転先の所轄税務署長にその旨を申告しなければならない。

3 こうじの販売業者は、その販売場を廃止したとき(その販売場の全部又は一部を廃止したときを含む)は、政令で定める手続により、その旨を当該販売場の所在地(販売場を設けていない場合には、住所)の所轄税務署長に申告しなければならない。

4 販売場を設けていない酒類販売業者又はこうじの販売業者がその住所を移転したときは、政令で定める手続により、その旨を移転先の所轄税務署長に申告しなければならない。

(製造場又は販売場の相続)

第十九条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者につき相続の開始があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人は、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地又はその販売場の所在地(販売場がない場合には、相続人の住所)の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の申告をした相続人が第十号第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないときは、当該相続人は、その相続開始の時において、被相続人が受けていた酒類の製造免許、酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許又は酒類の販売免許を受けたものとみなす。

3 前項の規定の適用については、第十号第六号中「免許の申請前」とあるのは、「申告前」とする。

(必要ない行為の無効等)

第二十条 酒類製造者がその免許を取り消された場合又は酒類製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該免許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒類の製造又は販売を継続させることができる。

2 酒母等の製造者がその免許を取り消された場合又は酒母等の製造

者

者

者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、その製造場に半製品が現存するとき、税務署長は、当該免許を取り消された者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母、もろみ又はこうじの製造を繼續させることができる。

酒類販売業者がその免許を取り消された場合又は酒類販売業者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該免許を取り消された者又はその相続人が酒類を所有しているときは、税務署長は、その者の申請により、期間を指定し、当該酒類の販売を継続させることができる。

第一項の場合においては、当該酒類の処分又はその製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間、第二項の場合においては、当該酒母、もろみ又はこうじの製造が完了するまでの間、第三項の場合においては、当該酒類の販売が完了するまでの間は、これらの項に規定する者を、それぞれ、酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者とみなして、この法律を適用する。

〔免許等の通知〕

第二十一条 税務署長は、第七条第一項、第八条若しくは第九条の規定による免許、第十条の規定による免許の拒否、第十一条の規定による免許の条件の設定、緩和若しくは解除、第十二条（第十三条に

おいて準用する場合を含む。以下
 本条において同じ。若しくは第十
 四条の規定による免許の取消、第
 十六条の規定による許可若しくは
 不許可又は第十七条の規定による
 申請に基づく免許の取消をしたとき
 は、文書をもつて、その旨をその
 者に通知しなければならない。こ
 の場合において、第十条の規定に
 よる免許の拒否、第十一条の規定
 による免許の条件の設定、第十二
 条若しくは第十四条の規定による
 免許の取消又は第十六条第二項の
 規定による不許可の通知書には、
 その理由を附記しなければならない
 い。

第三章 税率

(税率)

第三十二条 酒税の税率は、酒類の種類別、類別、級別及びアルコール分に應じ、一石につき、左に掲げる金額とする。

一 清酒

特観 六万二千五百円（アル
コール分が十八度をこえると
きは、アルコール分十六度を
こえる一度ごとに四千六百九
十円を加えた金額）

第一級 四万六千五百円(アル)

コール分が十八度をこえるとき
 は、アルコール分十六度を
 こえる一度ごとに三千四百九
 十円を加えた金額

第七級 二万二千五百円（アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度を

こえる一度ごとに千八百円を
加えた金額)

二、合成清酒

第一級 二万七千三百円（アル
コール分が十八度をこえると
きは、アルコール分十六度を
こえる一度ごとに二千五十円
を加えた金額）

第二級 一万七千六百円（アル
コール分が十七度をこえると
きは、アルコール分十五度を
こえる一度ごとに千四百十円
を加えた金額）

三海圖一

ル分が十二度をこえるときは、
アルコール分十度をこえる一度
ごとに千八百円を加えた金額)
四 焼ちゆう
焼ちゆう甲類

アルコ

下のち

一万四千三百円
アルコール分が二十五度をこえ、三十度以下のとき
アルコール分が二十五度をこえる一度のごとに、

アルコール分二十五度の
ときの金額に八百円を加
えた金額
アルコール分が三十度をこ
えるとき

アルコール分が三十度
をこえる一度ごとに、ア
ルコール分三十度のとき
の金額に千九百五十円を
加えた金額

焼ちゆう之類

アルコール分が二十五度以下
のとき

一万二千七百四
アルコール分が二十五度を
こえ、三十度以下のとき
アルコール分が二十五
度をこえる一度ごとに、
アルコール分二十五度の

ときの金額に七百十円を
 加えた金額
 アルコール分が三十度をこ
 えるとき

三

ルコール分三十度のとき
の金額に千七百三十円を
加えた金額

時入甲類

四万五百円（アルコー
ル分が十五度をこえると
きは、アルコール分十三
度をこえる一度ごとに三
千七百四十円を加えた金

味りん乙類

一万六千円（アルコール分が二十四度をこえるときは、アルコール分二

十二圓をこえる一圓ごと
に八百七十円を加えた金
額)

六 白酒 六万二千円(アルコール分が十二度をこえるときは、アルコール分十度をこえる一degree

ごとに七千四百四十円を加えた
(金額)

七 ビール	一万九千四
八 果実酒	五千三百四
九 雑酒	

特級 十五万円（アルコール分が四十五度をこえるときは、アルコール分四十三度をこえる一度ごとに四千百九十円を加えた金額）

第一級

アルコール分が二十度以下のとき

三万九千円

アルコール分が二十度をこえ、四十二度以下のとき

アルコール分が二十度をこえる一度ごとに、アル

の金額に千九百五十円を
加えた金額
アルコール分が四十二度を
こえるとき
アルコール分が四十度

をこえ

ルコール分四十度のとき
の金額に二千三百四十円
を加えた金額

アルコール分が十二度以下
のとき
一万二千五百円
アルコール分が十二度をこ
え、三十九度以下のとき

アルコール分が十二度
をこえる一度ごとに、ア
ルコール分十二度るとき

の金額に千四百円を加えた金額
アルコール分が三十九度をこえるとき

アルコール分が三十七度を超えて一度ごとに、アルコール分三十七度のときの金額に千二百五十円を加えた金額

第四章 酒税の徴収

(みなし移出)

第二十三条 左の各号の一に該当するときは、当該酒類をその製造場から移出したものとみなす。但し、第四号の場合において、他の酒類製造者がその製造する酒類の原料とするため、政令で定める手続により、同号に規定する製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて買収した酒類については、この限りでない。

一 酒類がその製造場において飲用されたとき。

二 酒類の製造免許を取り消された場合において、酒類がその製造場に現存するとき。但し、第十七条第一項の規定による申請に基く免許の取消と同時に第二十条第一項の規定により酒類の販売の継続を認められた場合を除く。

三 第十二条の規定により酒類の製造免許を取り消された者が第二十条第一項の規定の適用を受けて酒類を製造したとき。

四 酒類の製造場に現存する酒類が公売若しくは競売されたとき。

き、又は破産手続により換価されたとき。

(移出石数等の申告)

第二十四条 酒類製造者は、毎月製造場から移出した酒類(当該移出につき第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けた酒類を除く。以下本項において同じ。)の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、左の各号の一に該当するときは、直ちに、既に製造場から移出した酒類(既に本項の規定により申告した酒類を除く、第一号又は第二号の場合においては、当該各号の規定に該当することに因り移出したものともみなされた酒類を含む。)につき申告書を提出しなければならない。

一 酒類の製造免許を取り消されたとき。但し、第十七条第一項の規定による申請に基く免許の取消と同時に第二十条第一項の規定により酒類の製造又は販売の継続を認められた場合を除く。

二 前条第三号又は第四号の規定に該当するとき。

三 第三十一条第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をしないとき。

2 酒類引取者は、保税地域から酒類を引き取る際、その引き取る酒類(第二十八条第一項第四号又は第五号の規定の適用を受けて引き取る酒類を除く。)の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前二項の規定により申告すべき石数を「課税標準石数」とする。
(課税標準石数の決定通知)
第二十五条 前条第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準石数が税務署長において調査したところと異なるときは、又は当該申告書の提出がない場合には、税務署長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、当該申告書を提出する義務がある酒類製造者に、これを通知する。

2 前条第二項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準石数が税務署長において調査したところと異なるときは、税務署長は、その調査によつて課税標準石数を決定し、当該申告書を提出した者に、これを通知する。

(納期)
第二十六条 酒類の製造場から移出した酒類に係る酒税は、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取る酒類に係る酒税は、引取の際徴収する。

3 第二十四条第一項但書の規定に該当する場合においては、第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

(徴収猶予)
第二十七条 税務署長又は税関長は、前条第三項の規定により直ちにその酒税を徴収する場合を除く外、酒類製造者又は酒類引取者の納付すべき酒税につき、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保の提供があつたときは、一個月以内その酒税の徴収を猶予することができる。

(未納税移出又は引取)
第二十八条 左に掲げる場合において、政令で定める手続により当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けて酒類を移出し、又は引き取るときは、当該移出又は引取に係る酒税を免除する。但し、第五項又は第五十八条第二項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 酒類製造者が酒類を他の自己の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二 酒類製造者が酒類を他の酒類製造者の製造する酒類の原料とする目的で当該他の酒類製造者の酒類の製造場へ移出する場合

三 酒類製造者が輸出を予定されている酒類を一時他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合

四 酒類製造者がその製造する酒類の原料とする目的で酒類を保税地域からその酒類の製造場へ引き取る場合

五 酒類製造者がその輸出した酒類を輸出の日から一年以内に保税地域からその酒類の製造場へ引き取る場合

六 第一号から第三号までの場合を除く外、酒類製造者が酒類をその製造場から他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出する場合で政令で定めるとき

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与えようとするときは、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類がその移入先に移入され、又はその引取先に引き取られたことについての当該移入先又は引取先の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第三十一条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の規定により当該移出又は引取に係る酒税を免除された酒類については、当該酒類を移入した者が酒類製造者でないときは、これを酒類製造者となし、その移入先が酒類の製造場でないときは、これを酒類の製造場となして、この法律を適用する。

5 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた酒類について、第

二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、第二十六條第一項又は第二項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した酒税につき、政令で定める手続により、所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けたときは、その酒税を免除する。

6 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、その移出し、又は引き取る酒税の容器に封かんを施すことができる。

(輸出免稅)

第二十九條 酒類製造者が輸出する目的でその製造場から移出する酒類については、酒税を免除する。但し、第五項又は第五十八條第三項の規定の適用がある場合については、この限りでない。

2 前項の規定の適用を受けて酒税を移出しようとする者は、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長に申請してその承認を受けなければならない。

3 税務署長は、前項の承認を与えようとするときは、政令で定めるところにより、申請者に対し、相当の期限を指定して、当該酒類が輸出されたことを証する書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。

4 第二項の承認を申請した者が第三十一條第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長は、その承認を与えてはならない。

5 第二項の承認を受けて移出した酒類について、第三項の規定により税務署長の指定した期限内に同項に規定する書類の提出がないとき、又は第六項但書の規定による承認があつたときは、第二十六條第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した酒税につき、政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受けたときは、その酒税を免除する。

6 第二項の承認を受けて移出した酒類は、この法律の施行地（政令で定める地域を除く。以下同じ）において消費し、又はこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡してはならない。但し、当該酒税を移出した製造者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第三十條 酒類製造者がその製造場から移出した酒税を当該製造場へもどし入れた場合においては、当該酒類製造者が当該もどし入れの月の翌月中に徴収されるべき酒税額から当該酒税につき当該移出に因り徴収された、又は徴収されるべき酒税額（利子税額を除く。）に相当する金額を控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後徴収されるべき酒税額から順次これを控除する。

2 酒類の製造場から移出された酒税を当該製造場以外の酒類の製造場へ移入した場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）において、当該酒税を当該移入した製造場からさらに移出したときは、その移出に因り徴収されるべき酒税額から当該酒税につき徴収された、又は徴収されるべき酒税額（利子税額を除く。）に相当する金額を控除する。この場合において酒税を既に適用された税率よりも低い税率が適用される酒税として移出したため、なお控除すべき不足額があるときは、当該酒類製造者が当該移出の月の翌月以降に徴収されるべき他の酒税額から順次これを控除する。

3 前二項の場合において、酒類の製造の廃止その他の事由に因り、酒税をもどし入れた、又は移出した月の翌月以降に徴収されるべき酒税額がないときは、控除すべき金額を還付する。

4 酒類製造者が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、当該もどし入れ又は移出に係る酒税の種類別、類別、級別及び政令で定めるアルコール分別の石数を記載した書類並びに当該酒税につき徴収された、又は徴収されるべき酒税額につき事実を証する書類を提出して、当該もどし入れ又は移出に係る製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

5 第三項の規定の適用を受けようとする者は、前項の書類に準ずる書類を添えて、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に遺付の申請をしなければならない。

第五章 納税の担保
第三十一條 税務署長又は税関長は、左に掲げる場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、酒類製造者に対し、当該酒税に係る酒税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一 酒類製造者が第二十八條第一項の規定による承認を受けて酒税を製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合
二 酒類製造者が第二十九條第二項の規定による承認を受けて輸出する目的で製造場から酒税を移出する場合

2 前項に規定する場合の外、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、酒税の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、酒類製造者に対し、金額及び期間を指定し、酒税につき担保の提供を命ずることができる。この場合において、提供すべき担保がないとき、又は酒類製造者の申請があつたときは、担保の提供に代え、納税の担保として酒税の保存を命ずることができる。

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第二十八條第二項又は第二十九條第三項に規定する証明書の若しくは書類が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第二十八條第五項、第二十九條第五項若しくは第五十八條第二項若しくは第三項の規定により酒税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

6 第二項の規定により酒税の保存を命ぜられた者は、保存すべき酒税及び保存の方法を定め、当該保存を命じた者の承認を受けなければならない。

7 税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の規定により保存される酒税の容器に封かんを施すことができる。

8 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、第二項の規定により担保の提供又は酒税の保存を命じた場合において、必要があると認めるときは、酒類製造者が担保を提供し、又は第六項の規定により承認を受け、当該酒類製造者の

昭和二十八年二月二十三日 衆議院會議第三十号 酒税法案件一併

製造場に現在する酒類の容器に封かんを施して、その処分又は移出を禁止することができる。

(担保の種類)

第三十二条 第二十七条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 金銭
- 二 国債及び地方債
- 三 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める社債(特別の法律により設立された法人の発行する債務を含む。以下同じ。)
- 四 土地
- 五 火災保険に附した建物
- 六 工場財団
- 七 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長において確実と認める保証人の保証

八 前各号の外、政令で定めるもの

(担保の交換)

第三十三条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保の提供又は酒類の保存をした者は、当該担保の提供又は酒類の保存を命じた者の承認を受けた場合に限り、担保又は保存する酒類を交換することができる。

(担保の処分等)

第三十四条 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供し、又は納税の担保として酒類を保存した場合に

において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときは、直ちに、その担保物である金銭は酒税に充て、金銭以外の担保物若しくは納税の担保として保存する酒類は国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分して酒税及びその処分費に充て、又、保証人に対しては、これにその旨を通知して酒税を納付させる。

2 前項の場合において、担保物又は納税の担保として保存する酒類の価額が徴収すべき酒税及び処分費に充て、なお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、又、保証人がその納付すべき酒税を完納しないときは、まず納税義務者に対し滞納処分を行い、なお不足があるときは、又は不足があると認めるときは、保証人に対し滞納処分を行う。

3 前項の保証人は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十二条の規定の適用については、納税者とみなす。

4 国税徴収法第七条ノ四第四項の規定は、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物又は保存された酒類について準用する。

(保存酒類の処分禁止)

第三十五条 酒類製造者は、第三十一条第二項の規定により納税の担保として保存する酒類を処分し、又は製造場から移出してはならぬ。

(酒類の差押)

第三十六条 税務署長は、第二十六条第三項又は国税徴収法第四条ノ一の規定により酒税を徴収する場合(同条第四号に該当する場合を除く。)においては、その担保として、国税徴収法の規定による差押の例により、酒類を差し押えることができる。

第六章 酒類審議会

(設置)

第三十七条 この法律及び酒税の保全及び酒類の取引の安定に関する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議させるため、国税庁に中央酒類審議会を、国税局ごとに地方酒類審議会を置く。

(組織)

第三十八条 中央酒類審議会は、国税庁長官及び委員三十人以上以内で組織する。

2 地方酒類審議会は、国税局長及び委員十五人以上以内で組織する。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央酒類審議会又は地方酒類審議会に臨時委員を置くことができる。

4 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関又は地方公共団体の職員及び学識又は経験のある者のうちから、それぞれ、国税庁長官又は国税局長が任命する。

5 学識又は経験のある者のうちから任命された中央酒類審議会又は

地方酒類審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、再任されることである。

7 中央酒類審議会及び地方酒類審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(運営)

第三十九条 国税庁長官又は国税局長は、それぞれ、中央酒類審議会又は地方酒類審議会の会長として会務を総理する。

2 前条及び前項に定めるものの外、中央酒類審議会及び地方酒類審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(利子税額)

第四十条 酒税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条の規定による指定納期日(第二十七条の規定により徴収を猶予された場合においては、その猶予された納期日)までに酒税額を完納しないときは、その未納に係る酒税額に対し、当該納期日(第五十五条第三項の規定により酒税を徴収する場合において、当該納期日が第二十六条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限)の翌日から当該酒税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき二日四銭の割合を乗じて計算

した金額に相当する利子税額を酒税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る酒税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる酒税額は、同項の未納に係る酒税額からその一部納付に係る酒税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる酒税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該酒税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した酒税額が同項の未納に係る酒税額に達するまでは、その納付した税額は、当該酒税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

(酒類の検定)

第四十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下「当該職員」といふ。)は、酒類が製成されたときは、その容器ごとに、その石数、アルコール分及びエキス分を検定する。但し、アルコール分及びエキス分の検定は、省略することができる。

2 当該職員は、清酒、合成清酒又は味りんの製成に因り、清酒か

す、合成清酒かす又は味りんかすを生じたときは、その数量を規定する。

(検定前の酒類等の処分禁止)

第四十二條 酒類製造者は、前条の規定による検定前においては、酒類又は清酒かす、合成清酒かす若しくは味りんかすを処分し、又は製造場から移出してはならない。(みなし製造)

第四十三條 酒類に水以外の物品

(当該酒類と同一の種類に属する酒類を除く。)を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。但し、左に掲げる場合については、この限りでない。

一 清酒の製造免許を受けた者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、清酒にアルコールその他政令で定める物品を加えたとき。

二 清酒又は合成清酒の製造免許を受けた者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該製造場において清酒と合成清酒とを混和したとき。

三 政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受け、酒類の保存のため、酒類にアルコールその他政令で定める物品を混和したとき。

2 前項第一号の規定の適用を受けて、清酒にアルコールその他の物

品を加えた酒類は、清酒とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、第三條第六号イ又はロに掲げるもののうちアルコール分が四十五度をこえるものに水を加えて、アルコール分四十五度以下のものとしたときは、その混和前のものの蒸りゆう方法に依り、焼酎、焼酎類又は焼酎、焼酎類を製造したものとみなす。

4 第一項の規定にかかわらず、味りん、甲類と味りん、乙類を混和したときは、新たに味りんを製造したものとみなす。

5 第一項の規定にかかわらず、品目の異なる雑酒を混和したときは、新たに雑酒を製造したものとみなす。

6 前各項の規定は、消費の直前に酒類に他の物品(酒類を含む。)を混和する場合で政令で定めるときについては適用しない。(原料用酒類及び酒母等の処分禁止)

第四十四條 酒類製造者が第七條第一項但書の規定により免許を受け、ないで製造した酒類を当該製造場から移出しようとするときは、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 酒母又はもろみの製造者は、酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときは、政令で定めるところにより、そ

の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。但し、左に掲げる場合については、この限りでない。

一 第八條第一号、第三号又は第四号に規定する者が酒母又はもろみを当該各号に規定する目的に使用する場合

二 酢の製造者が酒母又はもろみを酢の製造に使用する場合

三 第三項の酒母譲渡許可書を有する者に、当該許可書と引き換えに、酒母を譲り渡す場合

3 酒類製造者、酒母等の製造者その他の酒母の譲受を必要とする者は、政令で定めるところにより、税務署長に対し酒母譲渡許可書の交付を請求することができる。

4 税務署長は、第二項の承認を与える場合において、酒税の取納上特に必要があると認めるときは、酒母又はもろみを酒類として飲用することができない処置を講ずべき旨を命ずることができる。

5 第二項の規定により酒母又はもろみを飲用に供することの承認を受けた場合においては、その酒母又はもろみを酒類とみなし、その製造者を酒類製造者とみなし、第二十六條第一項の規定にかかわらず、直ちに酒税を徴収する。

6 第八條第一号から第三号まで若しくは第六号に規定する者が同条但書の規定により免許を受け、ないで製造した酒類をその製造場から移出し、若しくは譲り渡そうと

するとき、又は同条第四号若しくは第五号に規定する者が同条但書の規定により免許を受け、ないで製造した酒類を譲り渡そうとするときは、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

(密造酒類の所持等の禁止)

第四十五條 何人も、法令において認められる場合の外、免許を受け、ない者の製造した酒類、酒母、もろみ又はこうじを所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。(記帳義務)

第四十六條 酒類製造者、酒母、もろみ若しくはこうじの製造者(第八條第五号に規定する者を除く。以下次条及び第五十三条において同じ。又は酒類若しくはこうじの販売業者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。)

(申告義務)

第四十七條 酒類製造者又は酒母、もろみ若しくはこうじの製造者は、政令で定めるところにより、製造場の位置及び製造設備、製造の開始及び休止、製造見込石数並びに製造方法について、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 酒類製造者は、政令で定めるところにより、毎月の酒類の製成及び移出石数、毎月末における酒

類の所持石数並びにその月中に酒類をその製造場から移出しなかつた場合には、その旨を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

3 酒類販売業者は、その販売業を休止又は開始したときは、遅滞なく、その旨をその販売場の所在地(販売場を設けていない場合には、住所)の所轄税務署長に申告しなければならない。

4 税務署長は、酒税の取納上必要があると認めるときは、酒類の販売業者に対し、その購入若しくは販売した酒類又は所持する酒類の石数について、報告を求めることができる。

(申告義務等の承認)

第四十八條 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、合併に因り消滅した法人の左に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人は、被相続人の左に掲げる義務を、それぞれ、承継する。

一 第二十四條又は前条の規定による申告の義務

二 第四十六條の規定による記帳の義務

(検査又は検定を受ける義務)

第四十九條 酒類製造者又は酒母等の製造者は、左に掲げる場合には、政令で定めるところにより、直ちにその製造場の所在地の所轄税

務署長に申告し、その検査を受けなければならない。

一 製造場にある酒類、酒母又はもろみ若しくは酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。

二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由に因り飲用に供し難くなつたとき。

三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。

2 前項第二号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみは、検査を受けないで処分してはならない。当該酒類、酒母又はもろみを製造場から移出しようとする場合には、これに酒類として飲用することができない処置を施さなければならない。

3 酒類製造者若しくは酒母等の製造者又は酒類販売業者は、左に掲げる機械、器具若しくは容器を新設若しくは改造した場合又はこれらのものの形状に変化があつた場合においては、その使用前に、政令で定めるところにより、当該機械、器具又は容器につき所轄税務署長の検定を受けなければならない。

一 酒類製造者又は酒母等の製造者が酒類、酒母、もろみ又はこの酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で、政令で定めるもの。

二 酒類販売業者が酒類の貯蔵に使用する容器。

(承認を受ける義務)

第五十条 酒類製造者は、左に掲げる場合においては、政令で定める

ところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

一 第三条第三号若しくは八に規定する清酒、同条第七号からニまでに規定する味りん、同条第九号若しくは八に規定するビール又は同条第十号からニまでに規定する果実酒を製造しようとするとき。

二 酒類を酒類の製造の原料に供しようとするとき。但し、前号に該当する場合を除く。

三 酒類に水その他の物品(酒類を含む)を混和しようとするとき。但し、前二号に該当する場合を除く。

四 製造場にある酒類に酒類として飲用することができない処置を施そうとするとき。

五 前各号の外、酒類の製造、貯蔵又は販売に關し酒税の取銷上必要がある場合で政令で定めるとき。

2 税務署長は、前項各号の場合において、酒税の取銷上特に必要があると認めるときを除いては、同項の承認を与えるものとする。

(酒税証紙)

第五十一条 税務署長又は税関長は、酒税の保全のため、政令で定めるところにより、酒類製造者又は酒類引取者に対し、その移出し、又は引き取る酒類(第二十八條第一項又は第二十九條第一項の規定の適用を受けるものを除く)

の容器に酒税証紙をはり付けることを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者は、酒税証紙を破らなければ酒類を取り出すことができない方法によつて、これをはり付けなければならない。

3 酒類製造者、酒類引取者又は酒類の販売業者は、第一項の規定により酒税証紙をその容器にはり付けなければならない酒類であつて、酒税証紙がその容器にはり付けられていないもの又は前項の規定に反する方法によりその容器に酒税証紙をはり付けられたものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けなければならない。

4 第一項の規定により酒税証紙をはり付けることを命ぜられた者は、政令で定めるところにより、その使用した酒税証紙の種類及び枚数を、第二十四條第一項又は第二項の規定による申告書にあわせて記載して申告しなければならない。

5 第一項の酒税証紙は、税務署長又は税関長が、政令で定めるところにより、酒類製造者又は酒類引取者に対して交付する。

6 酒税証紙の種類、様式又は形式は、大蔵省令で定める。

(酒税証紙の取扱)

第五十二条 酒類の製造者、酒類引取者又は酒類の販売業者は、酒税証紙(前条第二項の規定によりはり付けてあるものを除く)を譲り

渡し、又は譲り受けてはならない。但し、はり付ける前のものについて所轄税務署長又は所轄税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 酒類の製造者又は販売業者は、その販売の目的で所持する酒類の容器にはり付けてある酒税証紙を破り、又ははがしてはならない。但し、酒類を量り売りするため破る場合については、この限りでない。

(当該職員の種類)

第五十三条 当該職員は、酒類製造者、酒母、もろみ若しくは酒類の製造者又は酒類若しくは酒類の販売業者に対して質問し、又はこれらの者について左に掲げる物件を検査することができる。

一 酒類製造者が所持する酒類、酒母、もろみ、酒類又は酒類の製造の際生じた副産物

二 酒母の製造者が所持する酒母又は酒類

三 もろみの製造者が所持する酒母、もろみ又は酒類

四 こうじの製造者が所持する酒類

五 酒類の販売業者が所持する酒類

六 こうじの販売業者が所持する酒類

七 酒類、酒母、もろみ又は酒類の製造、貯蔵又は販売に關する一切の帳簿書類

八 酒類、酒母、もろみ又は酒類の製造、貯蔵又は販売上必要

な建築物、機械、器具、容器又は原料その他の物件(酒税証紙を含む)

2 当該職員は、運搬中の酒類、酒類のかす、酒母、もろみ若しくは酒類を検査し、又はこれらのものを運搬する者に対しその出所若しくは到達先を質問することができる。

3 当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒類販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の酒類の製造若しくは販売に關し参考となるべき事項を質問し、又は当該団体の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 当該職員は、検査若しくは検定のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母、もろみ若しくは酒類の製造者の製造場にある酒類、酒母、もろみ若しくは酒類の移動を禁止し、又は取銷上必要があると認めるときは、酒類製造者の製造場にある左に掲げる物件に封かんを施すことができる。但し、第二号の物件について封かんを施すことができる箇所は、政令で定める。

一 検定前の酒類及び酒類の原料(原料用酒類を含む)の容器

二 使用中の蒸りゆ、機(配管装置を含む)及び酒類の輸送管

三 酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で使用するを休止しているもの

5 当該職員は、前四項の規定による罰金、検査又は処分をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による罰金又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八章 罰則

第五十四条 第七條第一項又は第八條の規定による免許を受けずに、酒類、酒母又はもろみを製造した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に着手してこれを遂げない者についても、前項と同様とする。

3 前二項の犯罪に係る酒類、酒母又はもろみに対する酒税相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、前二項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

4 第一項又は第二項の犯罪に係る酒類、酒母、もろみ、原料、副産物、機械、器具又は容器は、何人の所有であるかを問わず没収する。

5 第一項又は第二項の犯罪に係る酒類については、当該酒類を製造した、又は製造に着手してこれを遂げない者から、直ちにその酒税を徴収する。

6 第一項又は第二項の犯罪に係る酒母又はもろみは酒類とみなし、

当該酒母又はもろみを製造した者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十五条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 偽造その他の不正の行為によつて酒税を免れ、又は免れようとした者

二 偽造その他の不正の行為によつて第三十條第三項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税又は還付金相当額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の十倍以下とすることができる。

3 第一項第一号の場合においては、第二十六條第一項又は第二項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

第五十六条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八條の規定による免許を受けないで酒類を製造した者

二 第九條の規定による免許を受けないで酒類の販売をした者

三 第二十四條第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

四 第四十五條の規定に違反した者

五 第五十四條第一項の罪を犯す者

目的で原料、機械、器具又は容器を準備した者

2 前項の犯罪（同項第三号に該当する場合を除く）に係る酒類、酒母、もろみ、こじ、原料、機械、器具又は容器は、何人の所有であるかを問わず没収する。

3 第一項第四号の場合において、酒類、酒母又はもろみの製造者が判明しないときは、酒類については、犯人から、直ちにその酒税を徴収し、酒母又はもろみについては、当該酒母又はもろみを酒類とみなして、犯人から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十七条 第五十四條第一項若しくは第二項、第五十五條第一項又は第二項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十八条 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項の規定による条件に違反した者

二 第二十八條第一項の規定による承認を受けて酒類を移出し、又は引き取つた者で、当該酒類をその移入先又は引取先に移入しないもの

三 第二十九條第二項の承認を受けて移出した酒類を同条第六項但書の承認を受けないでこの法律の施行地において消費し、又はこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡した者

四 第三十一條第八項、第三十五条又は第四十二條の規定に違反して酒類又は酒類のかすを処分し、又は製造場から移出した者

五 第四十四條第一項の規定に違反して酒類を製造場から移出した者

六 第四十四條第二項の規定に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

七 第四十四條第六項の規定に違反してこじを製造場から移出し、又は譲り渡した者

八 第五十一條第二項又は第三項の規定に違反した者

九 第五十二條第一項又は第二項の規定に違反した者

2 前項第二号の酒類については、第二十六條第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。この場合においては、第二十八條第五項本文の規定は、適用しない。

3 第一項第三号の酒類については、第二十六條第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。この場合においては、第二十九條第五項本文の規定は、適用しない。

4 第一項第四号の酒類については、その移出の際（製造場において酒類を処分した場合）には、当該酒類を酒類の製造場から移出したものとみなし、その際、第二十六條第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

5 第一項第五号の酒類については、第二十六條第一項の規定にかかわらず、直ちにその酒税を徴収する。

6 第一項第六号の酒母又はもろみは、酒類とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は料に処する。

一 第十八條第四項の規定による申告をしないで酒類の販売をした者

二 第四十四條第四項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

三 第四十六條の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

四 第四十九條第一項の規定による検査を受けず、同条第二項の規定による処置を施さず、又は同条第三項の規定による検定を受けないで機械、器具若しくは容器を使用した者

五 第五十條第一項の規定による承認を受けなかつた者

六 第五十三條第一項、第三項又は第四項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 前項第二号の酒母又はもろみは、酒類とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第六十条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第十八条第一項、第二項又は第四項の規定による申告をしな
いでどうじの販売業をした者
二 第四十七条第一項から第三項
までの規定による申告を怠り、
又は偽つた者

酒母、もろみ又はこうじの製造、免許を受けている者は、改正後の酒税法（以下「新法」という。）により、それぞれ、清酒、合成清酒、濁酒、白酒、ビール、果実酒、酒母、もろみ又はこうじの製造免許を受けたものとみなす。

4 旧法により現に焼酎、甲類、焼酎、乙類、味りん甲類、味りん、焼酎、乙類、味りん甲類、味りん、

第六十一条 第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十六条第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金に

ん乙類又は雑酒の各品目に相当するものの製造免許を受けている者は、それぞれ、新法により焼酎、甲類、焼酎、乙類、味りん、甲類、味りん乙類又は雑酒の当該品目につき製造免許を受けたものとみなす。

併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

5 旧法により現に酒類の販売業免許を受けている者は、新法により酒類の販売業免許を受けたものとみなす。

他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に關して第五十四条から第五十六条まで又は第五十八条から第六十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

6 前三項の場合において、旧法第十八条ノ二の規定により命ぜられた事項が新法第十一条第一項の規定により条件として附することができないものであるときにおいても、当該命令は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において

附則

1 この法律は、昭和二十八年三月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は

は、当該命令により附された期限、
範囲又は条件については、新法第
十一条第二項の規定を適用する。
酒類製造者で旧法第十八条ノ二

課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 改正前の酒税法（以下「旧法」という。）により現に清酒、合成清酒、濁酒、白酒、麦酒、果実酒、

の規定により免許の際期限を附されていた者が、その期限の到来により免許の効力が消滅した場合に引き続き酒類の製造免許を受けようとするときにおける免許の要件た

る製造見込石数については、旧法第十五条の規定は、なおその効力を有する。

8 旧法により現に酒類の製造免許を受けている者に対する新法第十二条第四号の規定の適用については、その必要な石数は、当分の間、なお従前の例による。

9 この法律施行前に酒類の製造場

から指定販売場(旧法第三十四条ノ第二号に規定する指定販売場をいう。以下同じ。)へ移出された酒類がその移出の後二箇月以内に指定販売場に移入されない場合における当該酒類(第十七項又は第二十五項の規定の適用を受ける酒

類を除く。)に係る酒税については、なお従前の例による。

10 旧法第三十七条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前

に製造場若しくは指定販売場から移出し、若しくは保税地域から引き取つた酒類が指定期間内に移出先若しくは引取先に移入されたことの証明がない場合又は当該酒類を指定の場所に移入しない場合における酒税の徴収又は免除について

ては、なお従前の例による。

11 旧法第四十二条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場から移出した酒類が指定

期間内に輸出されたことの証明がない場合又は当該酒類をこの法律施行後に新法第二十九条第六項但書の規定による承認を受けないでこの法律の施行地において消費

し、若しくはこの法律の施行地において消費する目的で譲り渡した場合における酒税の徴収又は免除

12 旧法第二十七条第四項の規定に
基く命令により国税庁長官から中
央酒類審議会又は地方酒類審議会
の委員を命ぜられた者は、その残任
する。

期間中は、新法第三十八、三十九、四十條の規定により、國稅庁長官又は國稅局長から中央酒類審議會又は地方酒類審議會の委員に命ぜられたものとみなす。

13 新法第四十條の規定は、この法律施行前に製造場又は指定販売場

から移出した酒類の当該移出に係る酒税及び旧法第五十一条第二項、同法第六十条第五項、同法第六十一条第三項、同法第六十二条

第三項又は同法第六十四条第三項若しくは第四項の規定により徴収する酒税については、適用しない。

14 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 第六項の規定によりなおその効

力を有する命令に違反した者は二十万円以下の罰金に処する。

16 新法第十八条第一項の規定は、この法律施行後一箇月を限り、この法律施行前から引き続いてこのの販売業を営む者については、適用しない。

17 第二十五項の規定に該当する場合を除く外、この法律施行の際、

製造者が清酒、合成清酒、焼酎、又はビールをその製造場から国税庁長官の指定を受けた酒類販売業者(以下「指定販売業者」という。)の販売場へ移出する場合において、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の七十(焼酎、ゆづについては、百分の八十)を乗じて算出した金額とする。

20 前項の規定の適用を受けて移出された酒類については、当該指定販売業者を酒類製造者、その販売場を酒類の製造場とみなして、この法律を適用する。

21 この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日までの間に前項の規定により酒類の製造場とみなされた販売場から第十九項の規定の適用を受けた酒類を移出する場合においては、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、新法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の三十(焼酎、ゆづについては、百分の二十)を乗じて算出した金額とする。但し、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十五条第一項に規定する特殊用途酒類として移出する酒類又は同条第二項の規定の適用を受ける酒類については、新法第二十二條及び本文の規定による酒税を徴収しない。

22 第二十項の規定により酒類製造者とみなされた者が第十九項の規

定の適用を受けて移出された酒類を昭和二十九年三月一日に持ち越す場合は、その酒類を同年二月二十八日において移出したものとみなして、前項の規定を適用する。

23 この法律施行の際現に旧法第二十七條ノ二第一項の規定による指定を受けている酒類販売業者は、第十九項の規定による指定を受けたものとみなす。

24 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 昭和二十八年三月一日から昭和二十九年二月二十八日までの間に酒税法第七條第一項の規定により酒類の製造免許を受けた者(以下「酒類製造者」という。)が清酒、合成清酒、焼酎、又はビールのうち、命令で定めるところにより生産の奨励その他の命令で定める用途に供するもの(以下「特殊用途酒類」という。)をその製造場から移出する場合において、当該移出に因り徴収されるべき酒税額は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の七十(焼酎、ゆづについては、百分の八十)を乗じて算出した金額とする。

酒税法第九條の規定により酒類の販売免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)が特殊用途酒類として移入した酒類

を酒類の製造場以外の場所に特殊用途酒類以外の酒類として移出する場合(飲用に供した場合を含む。)においては、当該酒類については、当該酒類販売業者を酒類製造者とみなし、その販売場を酒類の製造場とみなして、同法を適用する。この場合において、当該酒類の移出に因り徴収されるべき酒税額は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定による税額に百分の三十(焼酎、ゆづについては、百分の二十)を乗じて算出した金額とする。

25 この法律施行の際酒類販売業者が酒類の製造場及び保税地域以外の場所において、清酒特級若しくは第一級又はビールのうち改正前の租税特別措置法第二十五條第一項の規定により旧法第二十七條ノ二第一項の規定により加算する酒税を免除されたものを所持する場合において、当該酒類を改正後の租税特別措置法第二十五條第一項に規定する特殊用途酒類として移出するときは、その酒類販売業者

を酒類製造者、その場所を製造場とみなす。この場合において当該移出に因り徴収されるべき酒税額は新法第二十二條の規定にかかわらず、同条の規定により算出した酒税額の百分の七十に相当する金額から旧法第二十七條の規定により算出した酒税額に相当する金額を控除した金額とする。

26 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「政府の発行する印紙」の下に「酒税法第五十一條の規定による酒税証紙」を加える。

27 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項の表中央酒類審議会の項中「配給を供給」に、「並びに酒類の級別及び類別」を「について調査審議し、並びに国税庁長官の諮問に應じて、酒類の級別」に改める。

第四十六條第一項の表地方酒類審議会の項中「配給を供給」に改め、「及び類別を審る」。

28 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「酒税法(昭和十五年法律第三十五号)」を「酒税法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。

二十八法律第 号)に改める。

第十二條第三項中「酒税法第三十六條」を「酒税法第二十六條」に改める。

酒税法案に対する修正案
酒税法案に対する修正
酒税法案の一部を次のように修正する。

第十條第二号中(第十二條第二号又は第十四條第二号の規定により免許を取り消された場合)については、当該法人が第六号又は第七号に規定する者に該当することとなつたことに因る場合に限る。を(第十二條第二号の規定により免許を取り消された場合)については当該法人が第六号又は第七号に規定する者に、第十四條第二号の規定により免許を取り消された場合については当該法人が第七号に規定する者に該当することとなつたことに因る場合に限る。に改める。

第十二條第二号中「国税若しくは地方税の」を「酒税に係る」に改める。

第十四條第二号中「若しくは第八号」を「又は第八号」に改め、「又は国税若しくは地方税の滞納処分を受けた場合」を削る。

附則第九項及び第十七項中「第二十五項」を「第二十八項」に改める。

附則第十九項及び第二十一項中「昭和二十九年二月二十八日」を「昭和二十八年二月二十八日」に改める。

附則第二十二項中「昭和二十九年三月一日を「昭和三十年三月一日」に改める。

附則第二十五項を附則第二十八項とし、以下三項ずつ繰り下げ、附則第二十四項中「昭和二十八年三月一日から昭和二十九年二月二十八日まで」の間に「を」を当分の間に、に改め、同項を附則第二十七項とし、附則第二十三項の次に次の三項を加える。

24 指定販売業者が第二十項及び第二十一項の規定により納付すべき酒税に係る滞納処分を受けた場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

25 この法律の規定の適用については、前項の規定により免許を取り消された場合には、新法第十四条第二号の規定により免許を取り消されたものとみなす。この場合において、新法第十条第二号中「当該法人が第七号に」とあるのは「当該法人が第六号又は第七号に」と読み替へるものとする。

26 この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日まで、酒類製造業者が製造する酒類のうち、でん粉質物を主たる原料として発酵させた又はアルコール若しくは焼酎、焼酎を主たる原料として製造した苦味及び発泡性を有するものであつて、アルコール分が六度未満のものに対する酒税の税率は、新法第二十二條の規定にかかわらず、一石につき一万一千二百五十円とする。

酒税法案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 酒類業組合

第一節 総則(第三条・第八条)

第二節 組合員(第九条・第十三条)

第三節 設立(第十四条・第十二条)

第四節 管理(第二十三条・第四十一条)

第五節 事業(第四十二条・第五十二条)

第六節 解散及び清算(第五十三条・第五十八条)

第七節 登記(第五十九条・第七十八条)

第三章 連合会及び中央会(第七十九条・第八十三条)

第四章 酒税保全措置(第八十四条・第八十六条)

第五章 監督(第八十七条・第九十一条)

第六章 雑則(第九十二条・第九十五条)

第七章 罰則(第九十六条・第一百一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、酒税が国税収入のうちにおいて占める地位にかんがみ、酒税の保全のため、酒類製造業者等が組合を設立して酒税の適切な供給調整等を行うことができることとするともに、政府が酒類製造業者等に対して必要な措置を講ずることができるようになり、もつて酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「酒類」とは、酒税法(昭和二十八年法律第二号)第二条第一項に規定する酒類をいい、その種類については、同法の規定によるものとする。但し、焼酎のうち政令で定めるものは、この法律の適用については、焼酎とみなす。

2 この法律において「酒類製造業者」とは、酒税法第七条第一項の規定により酒類の製造免許を受けて酒類の製造を業とする者をいう。

3 この法律において「酒類販売業者」とは、酒税法第九条の規定により酒類の販売免許を受けた者をいう。

4 この法律において「酒類卸売業者」とは、酒類販売業者又は酒類製造業者に対する酒類の販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ)を業とする酒類販売業者をいう。

5 この法律において「酒類小売業者」とは、酒類卸売業者以外の酒類販売業者をいう。

6 この法律において「酒造年度」とは、酒税法第三条第十二号に規定する酒造年度をいう。

第二章 酒類業組合

第一節 総則

(酒類業組合)

第三条 酒類製造業者又は酒類販売業者は、酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進するため、それぞれ酒造組合又は酒販組合(以下「酒類業組合」と総称する)を組織することができる。

(法人格及び住所)

第四条 酒類業組合は、法人とする。

2 酒類業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 酒類業組合は、この法律に別段の定めがある場合の外、左の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
三 組合員の議決権が平等であること。

(名称)

第六条 酒造組合は、その名称中に、酒造組合という文字を用い、且つ、その組合員が製造する酒類の種類(焼酎、及び味りんについては、政令で定める種別。以下同じ)を明らかにしなければならない。

ない。

2 酒販組合は、その名称中に、酒販組合という文字を用い、且つ、その組合員の業態により卸売、小売の別及び第九条第五項の規定に該当する酒販組合にあつては、その組合員が販売する酒類の種類を明らかにしなければならない。

3 酒類業組合、第七十九条に規定する連合会及び第八十条に規定する中央会でない者は、その名称中に酒造組合又は酒販組合という文字を用いてはならない。

4 酒類業組合は、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けた場合においては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、酒造組合にあつては、酒類の種類を、酒販組合にあつては、卸売、小売の別をその名称中に明らかにすることを要しない。

(組合の地区)

第七条 酒類業組合の地区は、税務署の管轄区域とする。但し、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けたときは、特別の区域によることができる。

(地区の重複禁止)

第八条 酒造組合の地区は、その組合員の製造する酒類と同一種類の酒類の製造者を組合員とする他の酒造組合の地区と重複してはならない。

2 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合の地区は、相互に重複してはならない。但し、第九条第五項

の規定に該当する酒販組合の地区と他の酒販組合の地区との重複を妨げない。

3 酒類小売業者を組合員とする酒販組合の地区は、相互に重複してはならない。

第二節 組合員

(組合員の資格)

第九条 酒造組合の組合員たる資格を有する者は、当該酒造組合の地区内において定款で定める酒類を製造する酒類製造業者とする。

2 前項の定款で定める酒類の種類は、二以上であつてはならない。但し、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合においては、この限りでない。

3 酒販組合の組合員たる資格を有する者は、当該酒販組合の地区内において販売場（販売場を有しない場合は、住所）を有する酒類販売業者のうち定款で定める業態に属するものとする。

4 前項の定款で定める業態は、卸売又は小売のいずれか一でなければならない。但し、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合においては、卸売及び小売とすることができる。

5 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合にあつては、その組合員を第三項の規定により組合員たる資格を有する者のうち政令で定める種類の酒類を販売するものに限定することができる。この場合においては、当該酒販組合の組合員たる資格を有する者で当該種類の酒類のみを販売する酒類卸売業者は、他の酒販組合の組合員となることができる。

格を有する者で当該種類の酒類のみを販売する酒類卸売業者は、他の酒販組合の組合員となることができる。

(加入の自由)

第十条 組合員たる資格を有する者が酒類業組合に加入しようとするときは、酒類業組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(加入の時期)

第十一条 酒類業組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき酒類業組合の承諾を得た時に組合員となる。

2 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が酒類業組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたものとみなす。

3 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(任意脱退)

第十二条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

(法定脱退)

第十三条 前条に規定する場合の外、組合員は、左の事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができ、この場合においては、酒類業組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 酒類業組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

二 経費の支払その他酒類業組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第三節 設立

(組合の構成要件)

第十四条 酒造組合は、その組合員の総数が当該酒造組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上で、且つ、その組合員が前酒造年度において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類（当該酒造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本条において同じ）の石数の合計が、当該酒造組合の組合員たる資格を有する者が前酒造年度においてその地区内にある製造場から移出した酒類の石数の合計の二分の一以上でなければ、設立することができない。

2 第九条第二項但書の規定の適用を受ける酒造組合について前項の規定を適用する場合には、同一種類の酒類を製造する酒類製造業者ごとにその人数及び石数を計算する。

規定を適用する場合には、同一種類の酒類を製造する酒類製造業者ごとにその人数及び石数を計算する。

3 酒販組合は、その組合員の総数が当該酒販組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上でなければ、設立することができない。

4 第九条第四項但書の規定の適用を受ける酒販組合については、同一業態に属する酒類販売業者ごとにその人数を計算する。

(発起人)

第十五条 酒類業組合を設立するには、その組合員にならうとする者三人以上が発起人となることを要する。

(定款)

第十六条 発起人は、酒類業組合の定款を作成し、これに左に掲げる事項を記載して署名しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 役員の数及び任期に関する規定
- 八 事業年度
- 九 会計に関する規定
- 十 解散の場合における残余財産の処分に関する規定

十一 公告の方法

2 酒類業組合の負担に附すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額を定めたときは、これを定款に記載しなければ、その効力を有しない。

(組合員の募集)

第十七条 発起人は、酒類業組合の設立趣意書を作成し、これを定款とともに当該酒類業組合の組合員たる資格を有する者に通知し、又は公告して、賛成者を募らなければならない。

(創立総会)

第十八条 発起人は、第十四条の要件を満たすに足る賛成者ができたときは、組合員たる資格を有する者に通知して、創立総会を招集しなければならない。

2 前項の通知は、必要があるときは、公告をもつてこれに代えることができる。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、第一項の創立総会の議決によらなければならない。

4 第一項の創立総会においては、発起人が作成した定款を変更することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 第一項の創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

(設立の認可)

第十九条 発起人は、前条第一項の創立總會の終了後遅滞なく、定款、組合員名簿、第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項を記載した書類を他政令で定める書類を大蔵大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする酒類業組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 第五号各号の要件を備えていること。

二 設立の手續及び定款の内容が法令に違反しないこと。

三 第十四条の要件を備えていること。

(理事への事務引継)

第二十条 発起人は、設立の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第二十一条 酒類業組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法等の適用)

第二十二条 第十八条第一項の創立總會については、第三十五条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第百八十二条(創立事項の報告)、第百八十三条(取締役及び監査役の選任)、第二百三十二条第一項及び第二項(招集通知)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(延期又は執行の決議)、第二

百四十四条(株主總會の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条(株主總會の決議の取消又は無効の訴)の規定を、発起人については、同法第百九十三条、第百九十四条及び第百九十六条(発起人の責任)の規定を適用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項中「株主又は「取締役」とあるのは「創立總會ノ会日迄ニ発起人ニ対シ設立ノ同意ヲ申出タル者、理事又ハ監事」と、「第三百四十三条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第十八条第五項」と、同法第二百四十九條第一項中「株主」とあるのは「創立總會ノ会日迄ニ発起人ニ対シ設立ノ同意ヲ申出タル者」と、「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と読み替へるものとする。

第四節 管理

(役員)

第二十三条 酒類業組合に、役員として理事二人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員任期は、三年をこえることができない。

2 設立当初の役員任期は、前項の規定にかかわらず、一年をこえることができない。

(業務の執行)

第二十五条 酒類業組合の業務の執行は、定款に特別の定がないときは、理事の過半数で決する。

(組合の代表)

第二十六条 理事は、各自酒類業組合を代表する。

2 前項の規定は、定款若しくは總會の議決で酒類業組合を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して酒類業組合を代表すべきことを定め、又は定款の規定に基き理事の互選で酒類業組合を代表すべき理事を定めることを妨げない。

第二十七条 酒類業組合が理事と契約するときは、監事が酒類業組合を代表する。酒類業組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備付等)

第二十八条 理事は、定款及び總會の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び酒類業組合の債権者は、何時でも、理事に対して前項の書類の閲覧又は謄写を求め、これを拒んではならない。

(組合員名簿)

第二十九条 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 酒類の製造場又は販売場の所在地

三 製造若しくは販売する酒類の種類又は販売業の業態

四 加入の年月日

2 商法第二百二十四条第一項及び第二項(株主名簿の効力)の規定は、組合員に対する通知又は催告については、準用する。

(理事の責任)

第三十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、酒類業組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、總會の議決によつた場合でも、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

(監事の権限)

第三十一条 監事は、酒類業組合の業務を監査する。

2 監事は、何時でも、理事に対して業務の報告を求め、又は酒類業組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が總會に提出しようとする書類を調査し、總會にその意見を報告しなければならぬ。

(役員兼職禁止)

第三十二条 監事は、理事又は酒類業組合の使用人と兼ねてはならない。

(役員についての商法等の適用)

第三十三条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第一項及び第三項(取締役の選任及び取締役と会社との関係)、第二百五十七条第一項(取締役の解任)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十六条第四項(取締役の責任の免除)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する責任追及の訴)並びに第二百六十九条(取締役の報酬)の規定を、準用する。

規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條(代表権の制限)及び第五十五條(代表権の委任)並びに商法第三十九条第二項(共同支配人)、第七十八條第一項(代表社員権限)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)及び第二百六十二条(表見代表取締役の行為についての責任)の規定を、監事については、第三十条及び商法第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を適用する。この場合において、商法第二百五十八條第二項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と、同法第二百六十六條第四項中「第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十条第一項」と読み替へるものとする。

(總會の招集)

第三十四条 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならぬ。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

3 臨時總會は、監事もまた招集することができる。

4 總組合員の五分の一以上の者は、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求することができる。

5 前項の請求があつた日から十日以内に理事が總會招集の通知を発しないときは、監事は、遅滞な

く、総会を招集しなければならない。

6 前項の場合において、監事の職務を行う者がいないとき、又は監事が正当な理由がないのに前項の手續をしないときは、第四項の組合員は、大蔵大臣の承認を得て総会を招集することができる。

7 理事又は監事の総会の招集は、各その過半数で決する。

8 総会を招集するには、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示して、各組合員に対し、その通知書を送しなければならない。但し、第二項から第六項までの規定による場合においては、定款でこの期間を短縮することができる。

(議決権)
第三十五條 組合員は、各一個の議決権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、前条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて、議決権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を酒類業組合に差し出さなければならない。

(総会の議事)

第三十六條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除く外、出席した組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の議決事項)

第三十七條 この法律に特別の定があるものの外、毎事業年度の事業計画並びに収支予算の設定及び変更その他定款で定める事項は、総会の議決を経なければならない。(特別の議決)

第三十八條 左に掲げる事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 第五十三條第一号の規定による解散

三 合併
四 組合員の除名

五 第四十三條第一項に規定する協定の設定、変更又は廃止

2 前項の場合においては、その議案の要領を第三十四條第八項に規定する通知書に記載しなければならない。

3 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(総会についての商法の準用)
第三十九條 総会については、商法

第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主総会の決議の取消又は無効の訴)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「酒

税の保全及び酒類業組合等に関する

法律第三十四條第八項」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「理事及び監事」と、同法第二百四十七條第一項中「又(取締役)とあるのは、理事又はハ監事」と、「第三百四十三條」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十八條」と読み替へるものとする。

る法律第三十四條第八項」と、同法第二百四十四條第二項中「取締

役」とあるのは「理事及び監事」と、同法第二百四十七條第一項中「又(取締役)とあるのは、理事又はハ監事」と、「第三百四十三條」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第三十八條」と読み替へるものとする。

(事業報告書の提出及び備付等)
第四十條 理事は、通常総会の会日の二週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出しなければならない。

2 理事は、通常総会の会日の一週間前から前項に規定する書類及び監事の意見書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び酒類業組合の債権者は、何時でも、理事に対して前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 理事は、監事の意見書を添えて第一項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

5 商法第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定は、前項の承認があつた場合について、準用する。

(会計帳簿等の閲覧等)
第四十一條 総組合員の十分の一以上の者は、何時でも、理事に対して会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な

理由がないのに、これを拒んではならない。

理由がないのに、これを拒んではならない。

第五節 事業

第四十二條 酒類業組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 酒税法第五十一條第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施に対する協力

二 酒税法の規定により組合員が提出する申告書等の取りまとめ

三 前二号に掲げるものの外、国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達その他国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力

四 酒税法違反の自発的予防

五 組合員の製造又は販売する酒類の需給が均衡を失したことに因り、酒類の価格がその酒税額及び原価に照らして低下し、又は酒類の代金が回収が遅れる等組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となつたため、酒税の納付が困難となり、又は困難となる虞があると認められる場合において、左に掲げる規制を行うこと。

イ 組合員が製造する酒類の製造石数、原材料の購入数量又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制

ロ 組合員が販売する酒類の販売石数又はその価格、代金決済の期限その他の取引条件に関する規制

六 組合員の製造する酒類の原材料の購入のあつた旋

七 組合員の資金借入のあつた旋

入 前二号に掲げるものの外、組合員の事業の経営の合理化に関する指導及びあつた旋

九 組合員の製造する酒類の品質の向上に関する研究及び指導

十 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

(協定の設定及び変更)
第四十三條 酒類業組合は、前条第五号に掲げる規制を行うとするときは、総会の議決により規制の内容及びその実施に関する定(以下「協定」という。)を定めて大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更(第四十五條第一項の命令に基き變更を除く。)しようとするときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該協定の内容及その各号の一に該当すると認められるときは、認可をしてはならない。

一 前条第五号に規定する事業を解消するための必要、且つ、最少限度の範囲をこえていないこと。

二 不当に差別的であること。

三 消費者及び取引の相手方の利益を著しく害すること。

(協定の実施の予告)
第四十四條 酒類業組合の組合員たる事業主は、協定の実施期日の少くとも十五日前に、その従業員に対し、その実施について予告しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

(協定の變更命令等)

第四十五條 大蔵大臣は、第四十三條第一項の認可をした後において、当該協定の内容及同条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、遅滞なく、当該酒類業組合に対し、これを變更すべきことを命じなければならない。

2 大蔵大臣は、第四十三條第一項の認可をした後において、当該協定が不必要となつたと認めるときは、遅滞なく、その認可を取り消さなければならない。

3 大蔵大臣は、酒類業組合が第一項の命令に従わないときは、当該協定の認可を取り消すことができる。

(協定の廃止)
第四十六條 協定の廃止は、總會の議決によらなければならない。

2 酒類業組合は、協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(協定の設定等の公告)
第四十七條 酒類業組合は、協定を設定し、又は變更したときは、その内容の要旨を、協定を廃止したとき、若しくはその認可を取り消されたときは、その旨を、遅滞なく公告しなければならない。

2 前項の公告の方法は、大蔵省令で定める。

(過怠金)
第四十八條 酒類業組合は、定款で定めるところにより、第四十三條第一項の認可を受けた協定に違反した組合員に対し、過怠金を課することができ。

(検査員)

第四十九條 酒類業組合は、定款で定めるところにより、協定の実施を検査するために検査員を置くことができる。

2 検査員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(離職従業員の優先雇用)
第五十條 酒類業組合の組合員たる事業主は、協定の実施がその従業員の離職を招来した場合においては、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇入れようとする努めなければならない。

(経費の賦課)
第五十一條 酒類業組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて酒類業組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)
第五十二條 酒類業組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

第六節 解散及び清算
(解散の事由)
第五十三條 酒類業組合は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 總會の議決
二 合併
三 破産
四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

五 第九十條の規定による大蔵大臣の解散命令

(合併)
第五十四條 酒類業組合は、合併をすることができる。

第五十五條 合併をする酒類業組合の一方が合併後存続する場合においては、その理事は、第五十七條第二項において準用する商法第百九條(債権者の異議)の手続の終了後、遅滞なく總會を招集して、これに合併に関する事項を報告しなければならない。

2 合併に因り消滅する酒類業組合の組合員は、前項の總會について、合併後存続する酒類業組合の組合員と同一の権利を有する。

第五十六條 合併によつて酒類業組合を設立するには、各酒類業組合がそれぞれ總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成しなければならない。

2 設立委員は、第五十七條第二項において準用する商法第百九條(債権者の異議)の手続の終了後、遅滞なく、前項の定款を會議の日時及び場所とともに合併に因り消滅する酒類業組合の組合員に通知して、創立總會を招集しなければならない。

3 前項の創立總會においては、設立委員が作成した定款を變更することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定の變更並びに合併の議決の趣旨に反する變更は、できない。

4 第二項の創立總會の議事は、合併に因り消滅する酒類業組合の組合員の総数の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

5 第三十八條の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併についての商法等の準用)

第五十七條 前条第二項の創立總會については、第十八條第三項及び第三十五條並びに商法第百八十二條(創立事項の報告)、第百八十三條(取締役及び監査役の選任)、第百三十二條第一項及び第二項(招集通知)、第百三十九條第五項、第百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第百四十三條(延期又は続行の決議)、第百四十四條(株主總會の議事録)、第百四十七條から第百五十條まで、第百五十二條並びに第百五十三條(株主總會の決議の取消又は無効の訴)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「設立委員」と、同法第二百四十七條第一項中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又ハ監事」と、同法第二百四十三條とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十六條第四項」と、同法第二百四十九條第一項但書「中「取締役」とあるのは「理事又ハ監事」と読み替へるものとす。

2 酒類業組合の合併については、第十九條並びに商法第九十八條第二項(解散会社の合併)、第九十九條(財産目録及び貸借対照表の作成)、第百條(債権者の異議)、第百二條から第百六條まで及び第百八條から第百一十一條まで(合併の効力発生時期、効果及び無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。この場合において、第十九條第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立總會」とあるのは「第五十五條第一項の總會又は第五十六條第二項の創立總會」と、商法第九十九條中「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録と、同法第二百二條中「前条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十五條」と、同法第百四條第二項中「各会社ノ社員」とあるのは「各酒類業組合ノ組合員、理事、監事」と読み替へるものとす。

(清算等についての商法等の準用)
第五十八條 酒類業組合の清算については、商法第百六條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第百三十七條から第百四十三條まで、第百四十四條第一項、第百四十六條第一項、第百四十七條(合名会社及び株式会社の清算)及び第百四十九條(書類の保存)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五、第百三十六條及び第百三十七條から第百三十八條まで(法人の清算の監督)の規定を、酒類業組合の清算人については、第二十五條から第三十條まで、第三十一條第

百二條から第百六條まで及び第百八條から第百一十一條まで(合併の効力発生時期、効果及び無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。この場合において、第十九條第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立總會」とあるのは「第五十五條第一項の總會又は第五十六條第二項の創立總會」と、商法第九十九條中「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録と、同法第二百二條中「前条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十五條」と、同法第百四條第二項中「各会社ノ社員」とあるのは「各酒類業組合ノ組合員、理事、監事」と読み替へるものとす。

(清算等についての商法等の準用)
第五十八條 酒類業組合の清算については、商法第百六條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第百三十七條から第百四十三條まで、第百四十四條第一項、第百四十六條第一項、第百四十七條(合名会社及び株式会社の清算)及び第百四十九條(書類の保存)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五、第百三十六條及び第百三十七條から第百三十八條まで(法人の清算の監督)の規定を、酒類業組合の清算人については、第二十五條から第三十條まで、第三十一條第

百二條から第百六條まで及び第百八條から第百一十一條まで(合併の効力発生時期、効果及び無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。この場合において、第十九條第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立總會」とあるのは「第五十五條第一項の總會又は第五十六條第二項の創立總會」と、商法第九十九條中「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録と、同法第二百二條中「前条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十五條」と、同法第百四條第二項中「各会社ノ社員」とあるのは「各酒類業組合ノ組合員、理事、監事」と読み替へるものとす。

(清算等についての商法等の準用)
第五十八條 酒類業組合の清算については、商法第百六條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條第二項及び第三項、第百三十一條、第百三十七條から第百四十三條まで、第百四十四條第一項、第百四十六條第一項、第百四十七條(合名会社及び株式会社の清算)及び第百四十九條(書類の保存)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五、第百三十六條及び第百三十七條から第百三十八條まで(法人の清算の監督)の規定を、酒類業組合の清算人については、第二十五條から第三十條まで、第三十一條第

百二條から第百六條まで及び第百八條から第百一十一條まで(合併の効力発生時期、効果及び無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。この場合において、第十九條第一項中「発起人」とあるのは「合併をしようとする酒類業組合の理事」と、「前条第一項の創立總會」とあるのは「第五十五條第一項の總會又は第五十六條第二項の創立總會」と、商法第九十九條中「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録と、同法第二百二條中「前条」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十五條」と、同法第百四條第二項中「各会社ノ社員」とあるのは「各酒類業組合ノ組合員、理事、監事」と読み替へるものとす。

二項及び第三項、第三十二條、第三十四條（第三項を除く）、第四十條及び第四十一條並びに民法第四十四條第一項（法人の不法行為能力）、第五十四條（代表権の制限）及び第五十五條（代表権の委任）並びに商法第三十九條第二項（共同支配人）、第七十八條第一項（代表社員の特権）、第二百四十四條第二項（株主総会の職事録）、第二百四十七條、第二百四十九條（株主総会の決議の取消の訴）、第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ二（取締役の忠実義務）、第二百五十八條（欠員の場合の措置）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）、第二百六十九條（取締役の報酬）、第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、同法第二百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは「酒税の保全及び酒類組合等に関する法律第五十三條第五号」と、「法務大臣」とあるのは「大蔵大臣」と、同法第二百二十四條第一項第三号中「分配」とあるのは「処分」と、同法第二百三十一條中「社員」分配」とあるのは「財産」処分」と、同法第二百三十九條中「財産目録及貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第二百四十條中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」と

と、同法第四百二十四條第一項中「分配」とあるのは「処分」と、同法第二百六十六條第四項中「第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類組合等に関する法律第五十八條第一項において準用する同法第三十條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「酒税の保全及び酒類組合等に関する法律第五十八條第一項ニ於テ準用スル同法第四十條第四項」と読み替へるものとする。

2 酒類組合の設立の無効については、商法第四百二十八條（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「又ハ取締役」とあるのは、「理事又は監事」と読み替へるものとする。

第七節 登記

（登記）

第五十九條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（設立の登記）

第六十條 酒類組合は、第二十條の規定による事務の引継がもつた日から二週間以内に、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左に掲げる事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

六 役員の名及び住所

七 酒類組合を代表しない理事があるときは、酒類組合を代表すべき理事の名

八 教人の理事が共同して酒類組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

九 公告の方法

3 酒類組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の新設の登記）

第六十一條 酒類組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内に従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

（事務所の移転の登記）

第六十二條 酒類組合が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、

新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

（変更の登記）

第六十三條 第六十條第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

（解散の登記）

第六十四條 酒類組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除く外、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第六十五條 酒類組合が合併をしたときは、第五十七條第二項において準用する第十九條第一項の認可があつた日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に合併後存続する酒類組合については變更の登記、合併に因り消滅する酒類組合については解散の登記、合併に因り成立する酒類組合については第六十條に規定する登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第六十六條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所所在地に

おいては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に左に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所

二 酒類組合を代表しない清算人があるときは、酒類組合を代表すべき清算人の氏名

三 教人の清算人が共同して酒類組合を代表すべきことを定めたときは、その規定

2 第六十三條の規定は、前項の規定により登記した事項の變更の登記について準用する。

（清算終了の登記）

第六十七條 酒類組合の清算が終了したときは、第五十八條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項（清算の終了）の承認があつた日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第六十八條 酒類組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、酒類組合登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第六十九條 酒類組合の設立の登記は、役員全員申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

- 3 合併に因る酒類業組合の設立の登記の申請書には、第五十七条第二項において準用する商法第百条第一項(債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面をも添附しなければならない。
- 第七十条 第六十条第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。
- (変更の登記等の申請)
- 第七十一条 酒類業組合の事務所の新設若しくは移転の登記又は第六十条第二項に掲げる事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。
- 2 前項の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。
- 3 第六十九条第三項の規定は、合併に因る変更の登記の申請について、準用する。
- (一時理事の職務を行うべき者の登記の手続)
- 第七十二条 第三十三条及び第五十八条第一項において準用する商法第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)の規定による登記は、大蔵大臣の嘱託によつてする。
- (解散の登記の申請)
- 第七十三条 第六十四条の規定による酒類業組合の解散の登記は、第四項に規定する場合を除く外、清算人の申請によつてする。
- 2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。
- 3 理事が清算人でないときは、第一項の登記の申請書には、申請人の資格を証する書面をも添附しなければならない。
- 4 第九十条の規定による命令に基く解散の登記は、大蔵大臣の嘱託によつてする。
- 第七十四条 第六十五条の規定による酒類業組合の解散の登記は、合併に因り消滅する酒類業組合の理事の申請によつてする。
- 2 第六十九条第三項及び前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- (清算人の登記の申請)
- 第七十五条 第六十六条第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。
- 2 第六十六条第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてするものとし、その登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。
- (清算終了の登記の申請)
- 第七十六条 酒類業組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。
- 2 前項の登記の申請書には、清算人が第五十八条第一項において準用する商法第四百二十七条第一項(清算の終了)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。
- (設立無効等の登記の手続)
- 第七十七条 酒類業組合の設立若しくは合併が無効とし、又は結会の議決を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第百三十五条ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)の規定を準用する。
- (非訟事件手続法の準用)
- 第七十八条 酒類業組合の登記については、商法第十一條(登記事項の公告)及び第六十一条(登記期間の起算)並びに非訟事件手続法第百三十九条ノ二、第四百十二条から第四百五十一条ノ六まで及び第百五十四条から第百五十七条まで(商業登記の通則)の規定を準用する。
- 第三章 連合会及び中央会
- (連合会)
- 第七十九条 第九条第一項の規定により定款で定める酒類の種類を同じくする酒造組合又は同条第三項の規定により定款で定める業態を同じくする酒販組合は、それぞれ、その地区の属する都道府県の区域を地区とする酒造組合連合会又は酒販組合連合会(以下「連合会」と総称する)を組織することができる。但し、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けたときは、特別の区域によることができる。
- 2 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合の組織する連合会は、その会員を第九条第五項の規定に該当する酒販組合に限ることができ、この場合においては、当該連合会の会員たる資格を有する当該酒販組合は、他の連合会の会員となることができない。
- 3 連合会は、その会員の総数がその地区内において前二項の規定により会員たる資格を有する酒類業組合の総数の三分の二以上でなければ、設立することができない。
- (中央会)
- 第八十条 酒造組合連合会及び二以上の税務署の管轄区域をその地区とする酒造組合で加入すべき連合会がないものうち、同一種類の酒類に係るものは、全国をその地区とする酒造組合中央会を組織することができる。
- 2 酒販組合連合会及び二以上の税務署の管轄区域をその地区とする酒販組合で加入すべき連合会がないものうち、同一業態に係るものは、全国をその地区とする酒販組合中央会を組織することができる。
- 3 前項の場合において、酒販組合中央会は、その会員を前条第二項の規定に該当する酒販組合連合会及び第九条第五項の規定に該当する酒販組合に限ることができ、この場合において、当該酒販組合連合会及び当該酒販組合は、他の酒販組合中央会の会員となることができない。
- 4 酒造組合中央会及び酒販組合中央会(以下「中央会」と総称する)は、その会員の総数が前三項の規定により会員たる資格を有する連合会及び酒類業組合の三分の二以上でなければ、設立することができない。
- (連合会及び中央会の会員の議決権)
- 第八十一条 連合会の会員の議決権の数は、会員たる酒類業組合の組合員の数とする。
- 2 中央会の会員の議決権の数は、会員たる連合会を組織する酒類業組合の組合員又は会員たる酒類業組合の組合員の数とする。
- 3 連合会若しくは中央会の会員たる酒類業組合又は中央会の会員たる連合会を組織する酒類業組合が第九条第二項但書又は同条第四項但書の規定の適用を受けるものである場合には、当該連合会若しくは中央会に係る第七十九条第一項若しくは前条第一項に規定する酒類の種類と異なる種類の酒類の酒類製造業者である組合員の数又は当該連合会若しくは中央会に係る第七十九条第一項若しくは前条第二項に規定する業態と異なる業態の酒類卸売業者である組合員の数は、前二項の規定の適用については、当該酒類業組合の組合員の数に算入しない。
- (連合会及び中央会の事業)
- 第八十二条 連合会は、左に掲げる事業を行うことができる。
- 一 酒税法第五十一条第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施その他国の行つ酒税の保全に関する措置に対する協力
- 二 酒税法違反の自発的予防
- 三 会員たる酒類業組合が行う第四十二条第五号に規定する規制についての総合調整計画の設定及びその実施

四 会員たる酒類業組合の組合員の製造する酒類の原材料の購入にあつた旋

五 会員たる酒類業組合及びその組合員の資金の借入のあつた旋

六 前二号に掲げるものの外、会員たる酒類業組合の組合員の事業の経営の合理化に関する指導及びあつた旋

七 会員たる酒類業組合の組合員の製造する酒類の品質の向上に関する研究及び指導

八 前各号に掲げる事業を行ふために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

2 前項の規定は、中央会について準用する。この場合において、同項第三号中「規制」とあるのは「規制又は会員たる連合会がその会員のする規制について行つた調整事業」と、第四号から第七号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と読み替へるものとする。

(準用)

第八十三条 第四条、第五条、第六条(第三項を除く)、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十八条まで、第二十九条(第一項第二号及び第三号を除く)、第三十条から第三十四条まで、第三十五条(第一項を除く)、第三十六条から第四十一条まで、第四十三条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条から第七十八条までの規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条第一

項中「その組合員とならうとする者三人以上」とあるのは連合会については「その会員とならうとする酒類業組合二以上」と、中央会については「その会員とならうとする連合会又は酒類業組合二以上」と、第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第四項中「総組合員の五分の一以上の者」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上の者」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号に掲げる規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十一条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第六十八条第二項中「酒類業組合登記簿」とあるのは、連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替へるものとする。

第四章 酒税保全措置

(酒税保全のための勸告又は命令)

第八十四条 大蔵大臣は、酒類の需給が均衡を失したことに因り、酒類の価格が酒税額及び原価に照らして低下し、又は酒類の代金の回収が遅れているため、酒税の滞納若しくは脱税が行われ、又は行われる虞があると認められる場合に

おいては、左に掲げる事項につき内容を定めて、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会又は酒造組合に加入していない酒類製造業者に対し、これに従うべき旨の勸告をすることが出来る。

一 酒類の製造石数、原材料の購入数量又はその製造若しくは貯蔵の設備に関する規制

二 酒類の販売石数又はその価格、代金決済の期限その他の販売条件に関する規制

大蔵大臣は、前項の規定に該当する場合において、勸告によつては同項に規定する事態を解消することができないと認めるときは、同項の規定による勸告をした後又は当該勸告に代えて、大蔵省令をもつて、酒類製造業者に対し、同項各号に掲げる事項につき命令することが出来る。

3 大蔵大臣は、第一項の規定に該当する場合において、前二項の規定による勸告又は命令によつては第一項に規定する事態を解消することができないと認めるときは、当該勸告若しくは命令をした後又は当該勸告若しくは命令と同時に、あるいは、酒類販売業者の取引の状況により特に必要があると認めるときは、当該勸告若しくは命令をしない。同項第二号に掲げる事項につき内容を定めて、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会若しくは酒販組合に加入していない酒類販売業者に対し、これに従ふべき旨の勸告をし、又は前項の規定に準じ、酒類販売業者に対し命令することが出来る。

4 前三項の規定による勸告又は命令の内容は、第四十三条第二項各号の一に該当するものであつてはならない。

5 第一項又は第三項の規定による勸告は、その相手方に対する個別の通知に代えて、官報にその内容を公告することによつて、することが出来る。

6 酒類製造業者が、事業経営の著しい不健全のため、酒税を滞納し、又は滞納する虞がある場合において、その者に担保の提供の能力がないときその他酒税の保全のため必要があると認められるときは、大蔵大臣は、その者に対し、適正な減価償却、経費の節約その他経理に関する改善をなすべきことを勧告することが出来る。

(酒類審議会への諮問)

第八十五条 大蔵大臣は、前条第二項又は第三項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、酒税法第三十七条の規定による中央酒類審議会に諮問しなければならない。

(酒類の種類等の表示義務)

第八十六条 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒税法の規定による酒類の種類、類別及び級別その他政令で定める事項を容易に識別することが出来る方法でその販売する酒類の容器の見やすい所に表示しなければならない。

第五章 監督

(届出)

第八十七条 酒類業組合、連合会及び中央会(以下「酒類業組合等」という。)は、左に掲げる場合において

は、政令で定めるところにより、二週間以内に、当該各号に規定する事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 酒類業組合等が成立し、又は解散したときは、その旨

二 組合員名簿又は役員名簿の記載事項に異動を生じたときは、異動事項

三 第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項に異動を生じたときは、異動事項

(役員解任命令)

第八十八条 大蔵大臣は、酒類業組合等の役員がこの法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に違反したときは、当該酒類業組合等に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(業務等の改善命令)

第八十九条 大蔵大臣は、酒類業組合等の業務又は会計が法令又は定款に違反していると認めるときは、酒類業組合等に対し、期間を定めてその業務又は会計を是正すべきことを命ずることが出来る。

2 大蔵大臣は、酒類業組合等の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、酒類業組合等に対し、改善のための適切な措置を講ずべきことを勧告することが出来る。

(解散命令)

第九十条 大蔵大臣は、酒類業組合等が左の各号の一に該当すると認めるときは、その解散を命ずることが出来る。

一 第五各号(第八十三条において準用する場合を含む。)に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 第十四条、第七十九条第三項又は第八十条第四項の要件を欠くに至つたとき。

三 定款に定める事業以外の事業を行つた場合において、前条第一項の命令をなしたにもかかわらずこれに従わなかつたとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、あらかじめ酒類業組合等とその旨を理由を附して通知し、当該酒類業組合等を代表する役員又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、部下の職員をして職問をさせなければならぬ。

(質問検査権)

第九十一条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者に対し、その業務若しくは財産に關し必要な報告を求め、又は当該職員をして、これらの者に対し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類、設備、原材料若しくは酒類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(交付金の交付)

第九十二条 国は、酒類業組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことのできない事務費を補助するため、予算の範囲内において、交付金を交付することができる。

2 国は、酒類業組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、交付金を交付してはならない。

3 第一項の規定による交付金の交付の手續については、政令で定める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律等の適用除外)

第九十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定は、酒類業組合等又はその組合員若しくは役員が第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の認可を受けた協定に基いて行う行為及び第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に基いて行う行為には、適用しない。但し、不公正な競争方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第九十四条 大蔵大臣は、第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

2 大蔵大臣は、第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 公正取引委員会は、第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の認可を受けた協定の内容及び第四十三条第二項各号(第八十三条において準用する場合を含む。)の一に該当するに至つたと認めるときは、大蔵大臣に対し、第四十五条(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による処分を請求することができる。

(実施規定)

第九十五条 この法律に特に規定するものの外、この法律の実施のための手續その他その施行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七章 罰則

第九十六条 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第九十七条 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けなかつた者が、酒類業組合等の理事でその行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八十六条の規定に違反した者

二 第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の出頭に対して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条 第六条第三項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第一百条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第九十六条又は前二条の規定に違反したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第一百一条 左の各号の一に該当する場合においては、酒類業組合等の発起人、理事、監事又は清算人は、一万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定に基いて酒類業組合等が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 この法律に定める公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

四 第十条(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第十三条第二項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

六 第二十二條若しくは第三十九条(これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。)

七 第二十八條、第二十九條又は第四十条第二項若しくは第三項(これらの規定を第五十八條第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは偽りの記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

八 この法律又は定款で定めたる理事又は監事の定数を欠くに至つた場合において、その選任手續をすることを怠つたとき。

九 第三十一条第二項又は第三項(第五十八條第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による調査を妨げたとき。

十 第三十四条第一項(第五十八條第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十一 第四十一条(第五十八条第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿又は書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十六条第二項(第八十三条において準用する場合を含む。)又は第八十七条の規定による届出を怠つたとき。

十三 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百三十一条の規定に違反して財産を処分したとき。

十四 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十五 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十六 第五十八条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百二十四条第三項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡をしないとき。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年三月一日から施行する。

2 酒類製造業者又は酒類販売業者が

組織する民法第三十四条の規定により設立された法人又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の規定により設立された事業協同組合から資産の贈与を受けた場合においては、当該酒類製造業者等の設立の日を含む事業年度の所得に対する法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の適用については、当該資産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「塩業組合中央会の下に、酒類業組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会」を「塩業法」の下に「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」を加える。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号中「これらを営む者」を「並びにこれらを営む者並びに酒類業組合、その連合会及びその中央会」に改める。

第九条第一項第一号中「制度」の下に「及び酒類業組合等に関する制度」を加える。

第三十四条第三号中「これを営む者」を「並びにこれらを営む者並びに酒類業組合、その連合会及びその中央会」に改める。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案に対する修正案
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案に対する修正
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五号中「場合の外」を「場合を除く外」に改める。

第十九条第二項第一号中「各号の」を「に規定する」に改める。

第三十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 酒造組合は、定款で、前項に規定する出席組合員の三分の二以上の多数による議決(同項第四号に掲げる事項についての議決を除く)につき、これらの多数の者が前酒造年度において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類(当該酒造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本項において同じ。)の石数の合計がその総組合員が前酒造年度において当該酒造組合の地区内の製造場から移出した酒類の石数の合計の三分の一以上に達していることを要する旨を定めることができる。

第九十条第一項第一号中「第五条各号(第八十三号において準用する場合を含む。)」に掲げる要件」を「第五条各号(第八十三号において準用する場合を含む。)」に規定する要件」に改める。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔奥村又十郎君登壇〕

○奥村又十郎君 ただいま議題となりました酒税法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

この法律案は、今回税制改正の一環として酒税の税率を引下げるとともに、この機会において酒税法の全文を改正いたそうとするものであります。その内容について簡単に申し上げます。

まず税率につきましては、さきに昭和二十五年末に政府はひとまず軽減措置をとつたのであります。なお相当税率であり、酒類製造の弊害も著しいので、今回特に大衆的の酒類に對して二割ないし三割程度引下げること

といたしてあります。次に、現在の基本税と加算税の二本建の制度を一本の税率に統合することとしたしておるのであります。さらに、酒税を滞納した場合においては利子税をあらせて徴収することとし、また酒税の保全をはかるため新たに証紙制度を採用することとするほか、製造免許、監督等に関する所要の規定を整備いたしたておるのであります。

本案につきましては、当委員会に付託せられました以来、慎重審議を重ねました結果、一昨二十一日質疑を打ち切りましたところ、自由党の浅香委員より各派共同の修正案が提出されました。

その内容は、まず第一点といたしまして、配給酒の制度が、原案では向う一箇年とありますのを、当分の間存続と修正いたします。第二点は、指定卸売業者に対する加算税の制度を、原案では今後一箇年とありますのを、今後二箇年間存続と修正いたします。第三点は、免許の取消要件の中で、国税もしくは地方税の滞納処分を受けた場合とありますのを削除いたしまして、酒税の滞納処分の場合に限ると修正いたします。

第四点は、雑酒二級の中で、主としてかんしよを原料とする特定のものにつきましては、今後一箇年間を限り、雑酒二級の税率よりも、さらに一割程度引下げた税率を適用する。以上の修正点であります。

次いで、修正案及び修正部分を除く原案を一括して討論に入りましたところ、自由党を代表して川野委員、改進黨を代表して内藤委員、日本社会党を代表して平岡委員、日本社会党を代表して佐藤委員及び同友会を代表して坊委員は、それ／＼希望を述べて賛成の旨討論せられました。続いて修正案及び修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、いずれも起立議員をもつて可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

次に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案について申し上げます。

昭和二十八年二月二十三日 衆議院會議録第三十号 議長の報告

酒税が国税収入の中に占める地位にかんがみまして、酒税の保全と酒類の取引の安定をはかることが肝要と思われまゝです。この際、酒類製造業者などが組合を組織し、酒類の自主的な需給調整を行うことができることとする

とともに、酒税の保全のために政府が必要な措置を講ずることができるよう、にいたさうとするものでありまして、その大要を簡単に申し上げます。まず、酒類製造業者または酒類販売業者等は、原則として税務署の管轄区域をその地域として、酒類の種類別、卸売、小売別に、それぞれ法人格を有する酒造組合または酒販組合を組織することができるといたしてあります。組合は、政府の行う酒税の保全措置に協力するほか、酒類の需給が均衡を失うおそれがあると認められる場合におきましては、組合の特別の議決によつて、酒類の製造石数、販売石数あるいは価格に関する規制等を行うことができるといたしてありますのであります。この規制を行うにつきましても、独占禁止法、事業者団体法などの関係があるのでありまして、大蔵大臣の認可を必要とするものとしてあります。また大蔵大臣は、右の認可をするにあたりましては、あらかじめ公正取引委員会の同意を得なければならぬこととしたしております。単位組合は、都道府県ごとに連合会、連合会はさらに中央会を組織することができ

こととしたしてあります。なおおむね単位組合の事業に準じてその組合調整等を行うこととしたしてありますのであります。本案につきましては、慎重審議の結果、本二十三日質疑を打ち切りましたところ、自由党の川野委員より各派共同の修正案が提出されました。その内容を簡単に御説明いたしますと、この法律案の第三十八条の規定では、組合が特別な議決をする場合には、総組合員の半数以上出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬこととなつてゐるのであります。が、原案のままでは、業界の現状並びに将来にかんがみまして、組合の円滑なる運営を期しがいと思われまゝです。この点に對し、石数を加味し、特に定款で定められた場合には石数の三分の一以上の議決を要することとするのができるやうにいたさうとするものであります。

○議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時散会

出席國務大臣

大蔵大臣 向井 忠晴君

文部大臣 岡野 清澄君

労働大臣 戸塚九一郎君

建設大臣 緒方 竹虎君

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主計局長 河野 一之君

本船再保険特別会計法案（内閣提出第八〇号）

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第八一号）

アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第八二号）

造船局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第八三号）

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）

製塩施設法の一部を改正する法律案（内閣提出第八五号）

以上六件 大蔵委員会 付託

義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出第七九号） 文部委員会 付託

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第八六号）

民生委員法の一部を改正する法律案（内閣提出第八七号）

以上二件 厚生委員会 付託

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案（内閣提出第八八号）

労働委員会 付託

一、去る二十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

海岸砂地帯農業振興臨時措置法案

一、去る二十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

輸出品取締法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

教育委員会法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（田中久雄君外二百二名提出）

一、去る二十一日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

座繰生糸、玉糸製糸業者救済に関する質問主意書（原茂君提出）

昭和二十八年二月二十三日 衆議院會議録第三十号

四七〇

所 東京市谷本町一五